

Introduction to Digital Archives

デジタルアーカイブ概論

～ 地域の文化資源を守り，知識基盤社会を支える人材の育成 ～

岐阜女子大学
デジタルアーカイブ研究所

目 次

本テキストの活用にあたって

第 1 講 デジタルアーカイブの基礎	4
第 2 講 デジタルアーカイブ開発と活用プロセス	10
第 3 講 デジタルアーカイブの評価とメタデータ	16
第 4 講 デジタルアーカイブの利活用	22
第 5 講 デジタルアーカイブによる地域活性化	28
第 6 講 デジタルアーカイブと知的財産権	41
第 7 講 デジタルアーカイブと知的財産権	57

本テキストの活用にあたって

1. 学習を進めるにあたって

本テキストは、第1講から第7講まで、7つの講義により構成され、デジタルアーカイブ概論について学ぶようになっています。

本テキストを使って学習する際、次のことに留意して、学習活動を行ってください。

- ①本テキストと e-Learning は、事前にテキストと動画で学習する自律的なオンライン研修の教材です。
- ②講習の内容は、まず、テキストと e-Learning との両方を活用して学びます。
- ③講義では、始めに各講で講義の目的と学習到達目標についての説明を行います。
- ④講義内容について、受講者による自己研修を行います。
- ⑤各講の終わりに課題を示します。自分の学習の深度に従って、考えてみましょう。



e-Learning

2. このテキストによる講義の特色

- 学習が進めやすいようにするテキストと、講義内容を解説する動画の視聴を併用することで、受講者の学びを確実にするとともに、受講者の便宜を図っています。
- 多忙な学習者にとって、いつでも、誰とでも、どこからでも受講者の都合で講義内容についての基礎的な学習が進められます。
- 講義の内容は、デジタルアーキビストとして必要な資質・能力について短時間で学習できるようにするものです。一度の講義による講習とちがって、テキストと e-Learning 等の教材は、繰り返し視聴することができます。
- 講義の内容は、受講者にとって、その後の職場でのデジタルアーカイブの実践に有効に活用していただける内容です。また、テキストと動画を、職場の校内研修や研究会などで活用していただくことで、受講者が学んだことを多くの学習者に広めることが可能になります。

3. 本テキスト及び e-Learning の利用にあたって

- ・本テキスト及び e-Learning の著作権は、岐阜女子大学にあります。
- ・著作権や肖像権など取扱いには注意してください。

4. QR コードの利用にあたって

- ・QR コードは、タブレット PC やスマートフォンの QR コードリーダーをご利用ください。



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo

第1講 デジタルアーカイブの基礎

林 知代（岐阜女子大学）

デジタルアーカイブは、「デジタル」と「アーカイブ」という言葉からできた和製英語と言われています。デジタルアーカイブとは何か？ デジタルアーキビストに必要な能力は何か？ここでは、言葉の意味と発展の歴史から、基本的な考え方を理解し、今後のデジタルアーカイブの方向性を考えます。

【学習到達目標】

1. デジタルアーカイブとは何か説明できる。
2. デジタルアーカイブがどのように発展してきたかについて具体例をあげ説明できる。
3. デジタルアーキビストに求められている能力について具体的に説明できる。

1. デジタルアーカイブとは

まずは、デジタルアーカイブとは何か？デジタルアーカイブという言葉の意味から考えてみましょう。

「デジタル」という言葉は、0と1で構成されたコンピュータ上で利用できるデータのことであり、情報社会において浸透した言葉です。デジタルの反対語はアナログです。アナログからデジタルに変換することを「デジタル化」、最初からデジタルの状態で作成された情報を「ボーンデジタル」と言います。デジタルアーカイブでは、このデジタル化されたデータやボーンデジタルのデータが活用されています。

「アーカイブ」や「アーカイブズ」というと、日本では、公文書館や公文書館の資料のこととされてきました。国立公文書館の事業理念では、「国立公文書館は国の機関で作成された膨大な公文書の中から、歴史資料として重要なものを選んで保存し、一般に公開してご利用いただくための施設です。保存されている公文書は、日本の歩み文を後世に伝えるための国民共有のかけがえのない財産です。」と宣言されています。

また、英語の archive も、記録（公文書）保管所と訳され、の語源は、古代ギリシアで市民を代表し市民を管理するために法を作成していた上級政務執行官（アルコン）の家・住居「アルケイオン」(arkheîon)とされています。

このまま解釈していくと、デジタルアーカイブは、デジタル化した公文書データになってしまいます。

しかし、現在、デジタルアーカイブで扱われる資料は、公文書とは限りません。図書館や博物館の所蔵資料、教育機関の教材、企業資料から私的な資料まで、様々な収集されたデータがデジタルアーカイブと呼ばれています。現代社会においては、これらのような様々な資料によって、文化や歴史が紡がれているからではないでしょうか。

したがって、ここでは、現代社会を構成するうえで重要な資料や、後世につたえるべき資料を、デジタル化することで得られるメリットや、デジタルデータを集めることで得られるメリットをいかして活用できるように集めた状態が、デジタルアーカイブであると解釈します。

2. デジタルアーカイブの発展の歴史

デジタルアーカイブの出発点は、1996（平成 8）年に設立された、デジタルアーカイブ推進協議会（JDAA）にあります。デジタルアーカイブという言葉は、このデジタルアーカイブ推進協議会（JDAA）の準備会議の中で、月尾嘉男氏（東京大学教授（当時））が提案された言葉です。

NTT ダイアルアップ接続開始されたのが 1994 年、NTT テレホーダイサービスの開始が 1995 年なので、家庭にインターネットが普及してきた頃です。2000 年には、政府による e-Japan 構想が示され、翌 2001 年 1 月には、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）が e-Japan 戦略を開始しました。

デジタルアーカイブ発展の歴史を、ここでは 4 つの観点から考えてみます。まず一つ目は、文化財のデジタル化と活用を目指したデジタルアーカイブの発展です。この分野は、最も早い段階からデジタルアーカイブの発展が推進されてきた分野といえます。

2001年には、文化芸術振興基本法が施行され第二十九条では情報通信技術の活用の推進がうたわれています。

2003年には、デジタルアーカイブは、次のように定義されていました。

デジタルアーカイブとは、博物館、美術館、公文書館や図書館の収蔵品をはじめ有形・無形の文化資源等をデジタル化して保存等を行うシステムをいう。

総務省 「平成 15 年版 情報通信白書」より引用

博物館、美術館、公文館において、所蔵されていた文化財をデジタル化することにより、現本を保護し、デジタルデータによる文化財の活用を行えるデジタルアーカイブの開発が活発に行われるようになりました。

2004年には、「文化遺産オンライン」（総務省・文化庁）、が試験公開されました。（2008 正式公開）

二つ目の流れとして、知的財産の活用を目指したデジタルアーカイブの発展があります。

2002年に小泉内閣により「知的財産立国」が提唱し、首相官邸に知的財産戦略会議が発足されました。2003年に知的財産基本法が、2004年にコンテンツ振興法（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律）が施行されています。英語の content とは、内容、中身といった意味を指します。情報やデータの中身そのものの価値があることが認識されてきました。

2004年に始まった Google Books プロジェクト（世界の大規模な図書館の著作権切れの蔵書をデジタル化し無料で閲覧できるサービス）に対する危機感により、EU のヨーロッパアーナ（Europeana）の制作が計画されたのもこの頃です。

2005年の内閣府 知的財産推進計画 2005 では、「知的創造サイクル」が大きく取り上げられました。知的創造サイクルとは、知的財産が創造されたら、保護し、活用し、新たな想像につなげて循環させることをさし、著作物や発明などの知的財産を財産としえ守るだけでなく、保護、活用することで次のビジネスチャンスなどにつなげていくことを目指す考え方です。

デジタルデータは複製が簡単であるため、海賊版が出回ることで経済的損失を与える事が問題になる反面、正しく複製や加工して活用させることが重要であることが認識されました。



文化遺産オンライン



Google Books



ヨーロッパアーナ
(Europeana)

デジタルアーカイブによるデジタルデータの保存、管理、活用のサイクルは、知的創造サイクルを実現させる手段となり得ました。

三つ目の流れとして、2011年の東日本大震災をきっかけとしたデジタルアーカイブの発展があります。震災によって一瞬で多くの文化財が失われたことや、次の災害に向けて多くの教訓を残すべきであることが改めて認識され、多くの震災関連のデジタルアーカイブが開発されました。

2012年にデジタルアーカイブは、次のように定義されました。

何らかの方針に基づき、デジタル コンテンツを選択、収集、組織化、蓄積し、長期にわたって保存するとともに利用に供するシステム又はサービス

2012年3月30日 知のデジタルアーカイブに関する研究会
「知のデジタルアーカイブー社会の知識インフラの拡充に向けてー提言」より引用

デジタルアーカイブの対象が、特に定義されなくなり、保存だけでなく、利用について言及されるようになりました。

四つ目の流れとして、近年行われている、ジャパンサーチを核とした、デジタルアーカイブジャパン（デジタルアーカイブ社会の実現）を目指した発展があります。

2017年にデジタルアーカイブ構築機関の連携や、デジタルアーカイブの社会的な共有や活用を目指して、内閣府よりジャパンサーチの構築と「デジタルアーカイブ社会」のイメージが、デジタルアーカイブの構築や利用の推進の方向性として示されました。



「デジタルアーカイブ社会のイメージ」

平成 29 年 4 月 デジタルアーカイブの連携に関する 関係省庁等連絡会・実務者協議会

「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」より引用

2017 年のデジタルアーカイブは、次のように定義されました。

様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体をいう。

デジタルアーカイブで扱うデジタル情報資源は、「デジタルコンテンツ」だけでなく、アナログ媒体の資料・作品も「コンテンツ」に含まれるものとした上で、コンテンツの内容や所在に関する情報を記述した「メタデータ」や、コンテンツの縮小版や部分表示である「サムネイル／プレビュー」も対象とする。

平成 29 年 4 月 デジタルアーカイブの連携に関する 関係省庁等連絡会・実務者協議会
「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」より引用

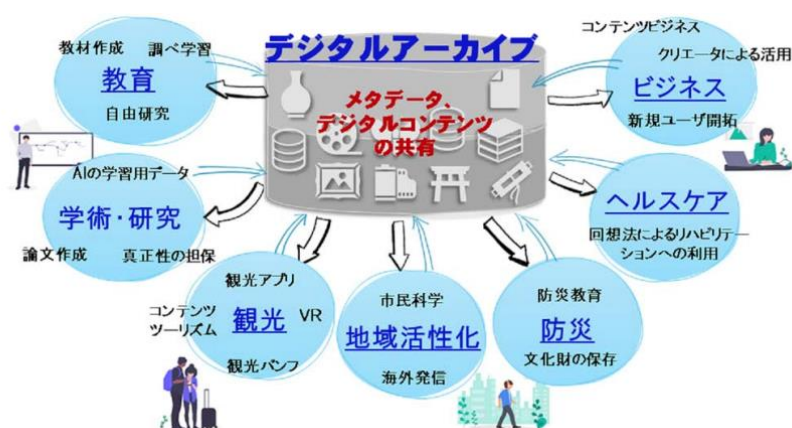
2020 年には、デジタルアーカイブ構築機関の連携や、デジタルアーカイブの社会的な共有や活用を目指して、ジャパンサーチが公開されました。

「デジタルアーカイブ社会」は、次のように定義されています。

- デジタルアーカイブが日常的に活用され、様々な創作活動を支える社会・学術・文化の基盤となる社会
- デジタルアーカイブによって、日々生み出される様々なデータが共有され、誰でも簡単にアクセスができ、さらに日常的に利活用できるように二次利用条件が整備されていることで、誰もが新しいコンテンツを生み出せる社会
-



ジャパンサーチ



令和 2 年 8 月 19 日 デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会
「3 か年総括報告書 我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて」より引用

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークや遠隔教育が広がり、オープンなデジタルコンテンツを必要とする機械が増え、デジタルアーカイブの必要性が更に高まっています。

このような発展の歴史をとげ、現在、デジタルアーカイブは、経済活動や文化創造を支えるデータやコンテンツの共有基盤になってきたといえます。

3. デジタルアーキビストとは

博物館には学芸員（キュレーター），図書館には司書（ライブラリアン）公文書館には公文書館専門職員（アーキビスト）という専門の職員がいるように，デジタルアーカイブ構築機関にも専門の職員が必要だと考えられます。

現在，デジタルアーカイブ構築関連の法律がなく，デジタルアーカイブ構築の専門職のための法律もありますが，デジタルアーカイブ構築の専門職のことをデジタルアーキビストと呼ぶようになってきています。

民間資格として，2006 年から特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構によって資格認定が行われている，デジタルアーキビスト資格があります。認定機構では，デジタルアーキビストとは，文化・産業資源等の対象を理解し，著作権・肖像権・プライバシー等の権利処理を行い，デジタル化の知識と技能を持ち，収集・管理・保護・活用・創造を担当できる人材と定義しています。また，デジタルアーキビスト養成の柱として，①対象・文化の理解，②情報の記録・デジタル化と利用，③法と倫理の3つをあげています。

デジタルアーキビストの活躍が想定される場所や機会は，博物館，図書館，公文書館のような文化施設をはじめ，自治体・公共団体，研究・教育機関，観光業界，クリエイティブ業界など多岐に渡るため，求められる能力もすこずつ違うことが想定されますが，デジタルアーキビストには，デジタルアーカイブの対象について調査し企画を行う能力，デジタル化や長期保管の技術，コンテンツに付加価値を見出し，インターネット等による情報発信を行う能力，知的財産や個人情報やプライバシーなどの権利に対応する能力，さらには，コーディネートやマネジメントに関する能力なども求められています。



特定非営利活動法人
日本デジタルアーキ
ビスト資格認定機構

課題

1. デジタルアーカイブとは何か自身の立場で説明しなさい。
2. デジタルアーカイブがどのように発展してきたか説明しなさい。
3. デジタルアーキビストに求められている能力は何か自身の立場で説明しなさい。

第2講 デジタルアーカイブ開発と活用プロセス

櫛 彩見(岐阜女子大学)

デジタルアーカイブの利用は、資料の提示や提供から始まり、課題解決、知的創造等の処理へと進みます。またデジタルアーカイブを活用し、新しい「知」の創造を求め、さらに新しい「知」と人々の経験を付加し、新たな知的活動へと発展します。ここでは、デジタルアーカイブの開発と活用プロセスについて考えます。

【学習到達目標】

- ・ デジタルアーカイブの活用について具体例を挙げて説明できる
- ・ 資料の選定評価について説明できる。
- ・ デジタルアーカイブのプロセスや記録方法について説明できる。

1. デジタルアーカイブの活用

デジタルアーカイブを活用する際には、さまざまな目的のもとに資料を検索し、適した方法で示します。その方法は図1に示すように、①資料（データ）の提示、②課題解決、③知的創造の3つが挙げられます。

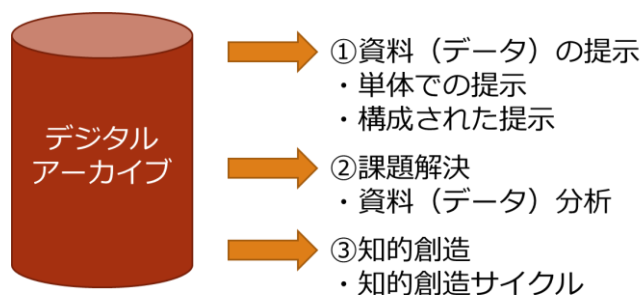


図1 デジタルアーカイブ活用の種類

活用① 資料の提示

資料の提示には、資料（データ）そのものを単体で閲覧する「単体での提示」と、構成に意味を持たせた状態で提示する「構成された提示」があります。

岐阜女子大学デジタルミュージアムでは、これまで本学が収集した資料を単体・構成提示しており、いつでも閲覧できるようになっています。特に和田家おうらいは、CC-BYの利用条件でADEACにて公開されています。それぞれ簡単な説



岐阜女子大学
デジタルミュージアム



和田家おうらい

明文とともにデータや画像、動画などが閲覧できるが、これらは単体提示にあたります。一方で木田宏オーラルヒストリーでは、木田先生が話されている動画と文字おこした PDF ファイルとともに、話の中で取り上げられた資料を「関連資料」から閲覧できるようになっています。ただ資料を閲覧できるのではなく、コンテンツの構成に意図を持たせていることから、構成提示と言えます。沖縄おうらいも同様に、Web コンテンツはもちろんリーフレットも設けており、構成された提示です。

活用② 課題解決

デジタルアーカイブから抽出したデータを分析することで、人々が持つ課題に対する解決方法を見出すといった活用が行われています。岐阜女子大学では1967年～80年頃の学習指導方法に関する資料を分析し、どのように学習指導をすれば学力が向上するか、その方法を求めました（図2）。それを沖縄県の小学校で実際に活用した結果、学力向上が見られました。詳しい内容は「アーカイブ DataReport」にまとめられています。このような課題解決としての活用は多くの分野で期待でき、デジタルアーカイブ開発は今後も広がるでしょう。

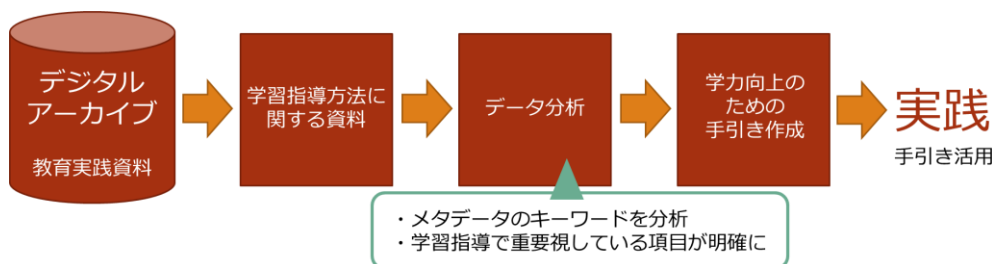


図2 課題解決の流れ（沖縄の学力向上の場合）

活用③ 知的創造

デジタルアーカイブから得られた望ましい方向性や新しい方法などを活用して課題解決すると、その結果から新しい知を得ることができます。そして新しい知を再びデジタルアーカイブに保管することで、次の課題解決に用いることができます。これを繰り返すことを「知的創造サイクル」といい、私たちの日々の生活にもこのサイクルが常に行われています。

活用②の例で挙げた沖縄県小学校の学力向上について、知的創造サイクルを実施したことで、サーチャー・アナリストやコーディネータの役割が明らかになった「デジタルアーカイブのための知の増殖型サイクル」が提案されています（図3）。また新しい知の保管方法（資料の繋がりをどのように記録するか）など、新たな問題も明らかとなりました。



木田宏
オーラルヒストリー



沖縄おうらい



アーカイブ DataReport
No.139,140,141,142,
143,145

アーカイブ DataReport
No.42,43,59,70

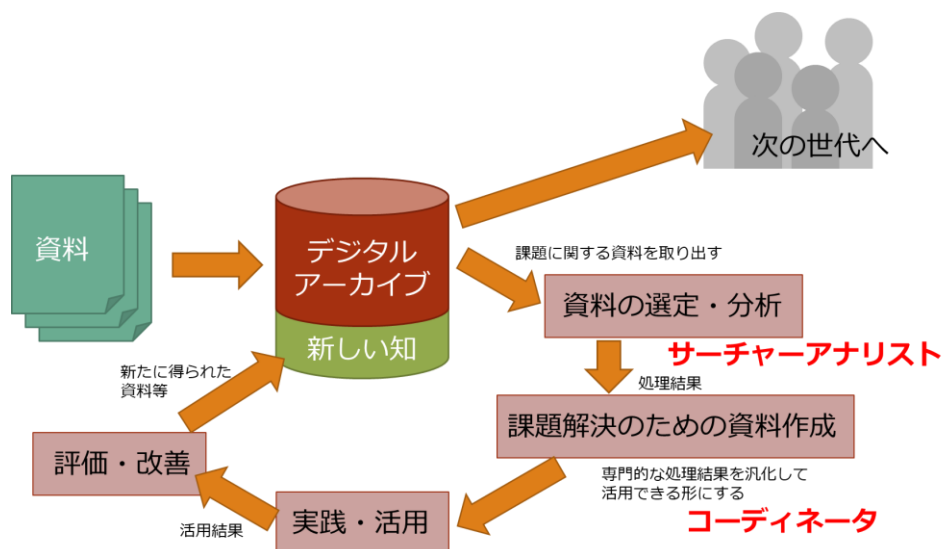


図3 デジタルアーカイブのための知の増殖型サイクル

2. 資料の選定評価

以前は伝統的・文化的資料のデジタルアーカイブがメインでしたが、近年ではデジタルアーカイブの対象となる資料が多様化したため、収集した資料を保管するときや資料を活用するときには多くの点で考慮が必要となります。

選定評価をどのように行うのかについては、幼少期に沖縄戦を体験した仲本實氏が、その当時の状況や心情について語った話をまとめた「戦中・戦後の子どもの視点からのオーラルヒストリー」を作成する際に、利用や公開の適否を振り分ける基準として7つの「選定評価項目」を構成しました。

- ① 保管・流通の適否
- ② 資料保持者の慣習・権利（著作権、肖像権、所有権、個人情報など）
- ③ 社会的背景（地域の人々の心情的背景）
- ④ 文化的内容（文化・歴史・伝承の視点における価値）
- ⑤ 利用者の状況（教育的配慮）
- ⑥ 利用環境（提示利用の状況）
- ⑦ 保管の安全上の課題（国内外の社会的背景など）

「戦中・戦後の子どもの視点からのオーラルヒストリー」においては、現在生存されている人のプライバシーに関わる話、アメリカ軍に関わることで提示不可能と判断した事項、サーバ攻撃などセキュリティ問題に発展する恐れがある内容、現状では公開が困難な事項（著作権の消滅など時間経過が必要なもの）が、利用・公開が困難と判断されました。これらは長期保管され、利用可能となる数十年後か数百年後に公開されるでしょう。



戦中・戦後の
子どもの視点からの
オーラルヒストリー

3. デジタルアーカイブのプロセス

デジタルアーカイブは、図 5-4 に示すプロセスに従います。初めに「記録」として、デジタルアーカイブの対象となる資料をデジタル化します。次に、そのデータが何なのかを誰でも分かるように「保存」します。そして、いつでも誰でも活用できるようにネット上などに「発信」します。情報発信することで誰が閲覧したのか、どのように活用されたのか分かり、その結果として「評価」が得られます。評価が得られるとデジタルアーカイブに必要なものが見えてきます。そこで評価を基にデータを追加することになり、つまり初めの「記録」に戻ります。デジタルアーカイブのプロセスは、記録、保存、発信、評価の4つで成り立っており、それを繰り返すことがデジタルアーカイブで、終わりというものがないのです。

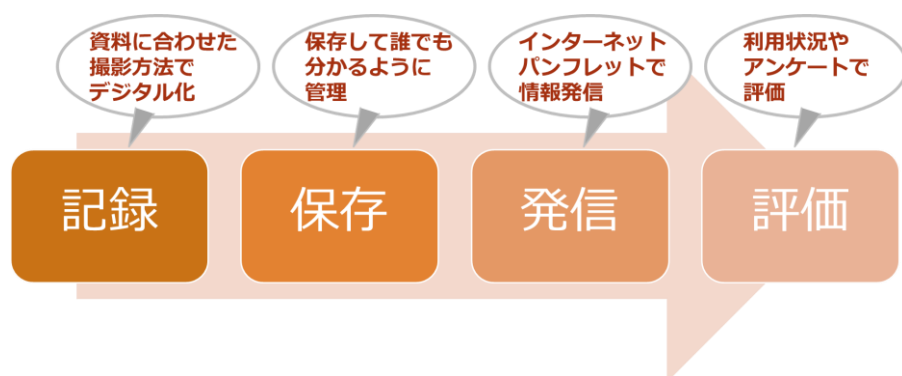


図 4 デジタルアーカイブのプロセス

ここではデジタルアーカイブ開発で重要な「記録」、つまり資料のデジタル化について説明します。デジタルアーカイブを行うときは、対象資料の情報を集めるための事前調査、いつ・どこで・どのように撮影するか撮影計画、撮影許可などの手続き、計画にあわせた機材の準備が必要です。

① 対象の明確化・所在

資料についての詳細や歴史的背景を調査し、取材や撮影の対象を明確にします。また、資料の所在（取材・撮影場所）を明確にし、その周辺の状況や環境についても調査します。

② 管理者・関係者、関係施設

資料の管理者を明確にし、撮影許可を申請する相手や機関を明確にし、可能な限り事前に連絡し、必要な書類を準備しておきます。関連施設や対象者が複数になることも予想されるので、考えられる範囲をすべて調査します。

③ 撮影計画

事前調査に基づいて、撮影対象や撮影方法を検討し、撮影計画を立てます。計画を立てることで、撮影漏れや、撮影方法の偏り等を防ぐことができます。資料をどのような形式でデジタルデータ化するのか、例えば静止画のみでよいのか、動画や音声も同時に記録するのか、どのような角度から撮影するのか（全体像、特定の部位等）等について検討します。また文化財等、資料によっては適切な撮影時期や時刻等も考慮する必要があります。撮影時刻、撮影対象、記録方法等を計画表にまとめると良いでしょう。文化財の撮影計画の一例を表に示します。縦軸に撮影・記録項目をとり、横軸に各撮影項目についてどのような撮影・記録方法を採用するのか、さらに各項目で留意すべき事項を一覧にします。

④ 撮影準備

記録撮影の計画に合わせて必要な機材を選択し、準備します。カメラの種類、使用する予定のレンズ（望遠、接写、魚眼等）、ビデオカメラ、カメラアクセサリ、マイク、カラーチェッカーやグレーカード、三脚・一脚、照明等を用意します。また野外で撮影する場合は、十分なバッテリー、方位磁針等関連機器、緊急用雨具等を用意します。

資料のデジタル化には、記録対象やその利用目的に応じて記録の方法を考慮する必要があります。

① 映像の記録

映像は、大きく静止画と動画に分類できます。記録の対象によって静止画だけで十分な場合と、動画とを併用する場合があります。例えば、建物や壁画、古文書等は多くの場合静止画のみで記録が行われます。一方、伝統行事や踊り、演武等は静止画での記録も重要ですが、人物の動作・所作や時間的な流れの記録も重要です。そのような場合には、動画での記録も併用しなければなりません。

② 音・音声の記録

伝統行事や芸能、演武等では、出演者が言葉、音楽、掛け声等を発する場面が多く見られます。また、自然の記録では鳥や虫の声、川の流れの音、雷鳴等も記録の対象となります。このような場合には音・音声の記録も行われなければなりません。

③ 環境データの記録

自然の中で見られる現象や伝統技術等は、気温・湿度等の気候条件に左右され

ることもあります。そのような対象を記録する場合には、気温、湿度、明るさ等、周囲の環境のデータも記録しておくことが求められます。

また記録対象の存在場所、位置も重要なデータです。最近では位置情報の記録には GPS 装置が用いられます。GPS 装置で得られた位置情報を用いることで、資料の地球上での位置を一意的に表すことができ、空間的にも時間的にも汎用性が高い情報であるといえます。

このように記録対象や利用目的に合わせて収集すべき情報を検討し、それに必要な記録方法を準備することが求められます。記録のための 7 つの撮影方法を説明します。

- ・ポートレート（人物）
- ・接写撮影（スキャナを含む）
- ・長尺物の撮影
- ・回転台を使った撮影
- ・ライティング
- ・天井カメラを使った撮影
- ・多方向同時撮影
- ・魚眼レンズによる 360 度撮影
- ・ドローン（マルチコプター）による航空撮影記録

課 題

1. デジタルアーカイブの活用について具体例を挙げて説明してください。
2. 資料の選定評価の課題について説明してください。
3. デジタルアーカイブのプロセスや記録方法について説明してください。

第3講 デジタルアーカイブの評価とメタデータ

谷里佐（岐阜女子大学）

デジタルアーカイブは、対象とする資料（情報資源）の分野も多岐にわたり、プロジェクト規模なども異なるため、それぞれにあわせた評価手法が求められます。そこで、本講では、デジタルアーカイブの自己点検ツールとして考案された「デジタルアーカイブアセスメントツール」の内容を把握し、その評価項目の中でも重視されているメタデータについて、記述のための国際標準、国際指針として制定されている事例から学びます。

【学習到達目標】

- ・「デジタルアーカイブアセスメントツール」の内容について説明できる。
- ・記述のための国際標準、国際指針などの事例について説明できる。
- ・資料（情報資源）のメタデータ記述ができる。

1. デジタルアーカイブアセスメントツール

「デジタルアーカイブアセスメントツール」は、知的財産戦略本部デジタルアーカイブ推進委員会及び実務者検討委員会により、2018年4月に初版、2020年8月に改訂版が公開されました。

同委員会による報告書『我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて』（2020年8月）では、デジタルアーカイブ社会の実現に向けた施策の検討の一つ（評価の枠組みの整備）として挙げられており、「来館者数やアクセス数等の従来型の指標だけでは、デジタルアーカイブの取組が適正に評価されない」との指摘に対応し、「各組織において求められる水準が異なることを踏まえ、項目ごとに三段階のモデルを用意し、求められている役割がどこまでできているかを客観的に評価」でき、「自らの役割に対しての達成度を確認」できるよう作成したと説明されています。

三段階のモデルと、評価項目は次のように設定され、それぞれのモデルごとに、評価項目に従って自己点検・評価を行うことができます。また、デジタルアーカイブへの取組、基本計画の適正性を判断する指標としても捉えることができます。



デジタルアーカイブ
ジャパン推進委員会
及び実務者検討委員会
(知的財産戦略本部)

なお、各評価項目については、2017年4月に公表された「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」が参照されています。

[三段階のモデル]

- ・標準モデル（小規模な機関で行うことが推奨される水準）
- ・先進モデル（各機関のミッション等の必要に応じて目指す水準）
- ・つなぎ役モデル
（分野・地域コミュニティのつなぎ役の役割をもつ機関が目指す水準）

[評価項目]

- 1 組織的基盤の取組
- 2 メタデータの整備・公開
- 3 デジタルコンテンツの作成・公開
- 4 オープン化・二次利用可能性
- 5 持続可能性の担保
- 6 相互運用性の確保
- 7 利活用促進に向けた取組

2. ユニバーサルデザインとユーザビリティ、アクセシビリティ

デジタルアーカイブの評価の視点として、多様な利用者に「最大限可能な限り、すべての人々に利用しやすい」ものであるか、というユニバーサルデザインの考え方も重要です。

ユニバーサルデザインとは、提唱者であるロナルド・メイス（Ronald Mace）氏により「特別な製品や調整なく、最大限可能な限り、すべての人々に利用しやすい製品、サービス、環境のデザイン」と定義されているものです。

デジタルアーカイブの作成、公開にあたっては、旧来の作成者側の一方的な情報提供ではなく、利用者主体、ユニバーサルデザインの視点での評価を行うことで、利用者の能動的な利活用が期待できます。

他にも、特定の利用者が特定の状況下で目標を達成するための利用のしやすさに関わるユーザビリティや、さまざまな人のさまざまな状況での利用の



デジタルアーカイブ
アセスメントツール
（改定版）

しやすさに関わるアクセシビリティも、ユニバーサルデザインに関連して重視すべき視点です。たとえば、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて作成されたものは、アクセシビリティが高いといえます。

また、人によって色の見え方が異なることに配慮し、どんな色や組み合わせにするかを考え、すべての人々に情報が正しく伝わる色を用いるカラーユニバーサルデザインや文字の大きさ、フォントに配慮するUDフォントなどもユニバーサルデザインの一つです。

3. メタデータの国際標準、国際指針

(1) メタデータとは

デジタルアーカイブの対象となる資料（情報資源）の発見、入手、アクセスの支援となる一つが、メタデータ（記述メタデータ）です。メタデータとは、「データに関するデータ」のことであり、二次情報とも呼ばれます。たとえば、ある文化財の写真データを収集、保管し、提供するときには、「資料タイトル」、「場所」、「時代」、「撮影日付」などの説明情報が必要です。この説明情報がメタデータです。本講の最初にご紹介した「デジタルアーカイブアクセスメントツール」でも、メタデータに関する評価項目は多くを占めており、デジタルアーカイブの評価の視点としても重要であることが窺えます。

(2) 記述のための国際標準、国際指針

メタデータは、統一した記述であることが求められます。なぜなら、記述した人ごとにバラバラなメタデータを付与されると、利用者は必要とする資料にアクセスすることが困難になるからです。

そのため、次のように、いくつかの分野では、共通に利用できるメタデータとして、記述のための国際標準や国際指針が決められています。

○ Object ID

Object ID は、文化財を文書化し、識別するための規格（国際標準）です。博物館などの資料の紛失、盗難などの際に必要とされる要素がまとめられています。博物館のほか、警察、税関、鑑定士、保険業界などの協力を得て開発され、ライセンスは、ICOM（国際博物館会議）が有しています。

○ ダブリン・コア

ダブリン・コア・メタデータ基本記述要素集合 (Dublin Core Metadata Element Set : DCMES) は、さまざまなメタデータにおいてコア (核) となる要素を定めたものです。DCMI (Dublin Core Metadata Initiative) が管理しており、DCMI のウェブサイトでは情報を確認することができます。

DCMES は、2003 年に国際標準とされ、その後、要素を拡張した DCMI メタデータ語彙 (DCMI Metadata Terms) も国際標準とされています。

[DCMES (SimpleDC)]

1. Title (タイトル)
2. Creator (作成者)
3. Subject (キーワード)
4. Description (内容記述)
5. Publisher (公開者)
6. Contributor (寄与者)
7. Date (日付)
8. Type (資源タイプ)
9. Format (記録形式)
10. Identifier (資源識別子)
11. Source (出处)
12. Language (言語)
13. Relation (関係)
14. Coverage (空間範囲)
15. Rights (権利管理)

DCMES は相互運用性にすぐれており、異なるメタデータ記述がなされている機関の情報を集約する場合に、メタデータを DCMES に変換することで、相互運用に供することが可能になります。

○ IGMOI

博物館資料情報のための国際指針 : CIDOC 情報カテゴリー

(International Guidelines for Museum Object Information : IGMOI) は、博物館資料の記述に必要とされる項目を示したものであり、ICOM の国際ドキュメンテーション委員会 (CIDOC) によって 1995 年に開発されたものです。



DCMI (Dublin Core
Metadata
Initiative)

22の情報グループと74の情報カテゴリー（記述項目）で構成され、資料の状態情報を記述する項目など、長期保存のための修復や取扱いを重視する博物館資料の特性を取り入れた項目設定がなされています。

上記の他にも、文書館の史資料を対象としたISAD（G）（国際標準：記録史料記述の一般原則）や、ISDF（機能の記述に関する国際標準）、ISDIAH（アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準）、図書館の書誌記述に関わるISBD（国際標準書誌記述）など、各分野で記述の標準化がなされています。

4. 地域資料のためのメタデータ記述項目

地域資料は、地域の歴史、年中行事から、そこに暮らす人々の衣食住、思いに至るまで、さまざまなものが存在します。そこで、岐阜女子大学では、地域資料のためのメタデータ記述項目として、Object IDやダブリン・コアを参考に、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「何を」、「どうした」、「どのように」の5W1Hを軸にした項目設定を行いました。

とくに、「どうした」、「どのように」にあたる「処理プロセス」や「改善結果」を記述できる項目を設定し、資料の利活用の方法や、評価、改善結果により新たな資料が作成されたなどの情報を記述することで、一つの資料（知）から新たな資料（知）が創出される「知の増殖型サイクル」に対応させています。

[地域資料のためのメタデータ記述項目（岐阜女子大学）]

1. ID
2. 表題名
3. 資料名
4. 内容分類
5. 索引語
6. 説明
7. 形式
8. 作成者
9. 時代・年
10. 地域・場所
11. 利用条件

- 12. 関連資料
- 13. 権利者
- 14. 協力者
- 15. 登録日
- 16. 登録者
- 17. ファクトデータ
- 18. サムネイル
- 19. 公開の可否
- 20. 特色
- 21. 活用支援
- 22. 利用分野
- 23. 改善結果
- 24. 処理プロセス

課題

1. 「デジタルアーカイブアセスメントツール」の評価項目の内、あなたが重要だと思う項目について、なぜそう思うかを含めて説明してください。
2. 具体的に何か資料（情報資源）を一つ取り上げ、その資料のメタデータ記述項目を設定した上で実際の記述を行ってください。

第4講 デジタルアーカイブの利活用

熊崎康文（岐阜女子大学）

デジタルアーカイブは、1990年代の初期から、過去から現在の資料をデジタル化し、次の世代への伝承と現状での利活用を目指して開発が進められてきました。デジタルアーカイブの基本は、過去～現在の資料の収集・保管、デジタル化、さらに現状での利活用と次の世代への伝承です。

過去～現在の各種資料を収集・保管し、次のように使われます。

- ①次世代へのデジタルコンテンツの確かな伝承
- ②国内外のデジタルコンテンツの流通と利活用

ここでは、図書館や博物館等におけるデジタルアーカイブの利活用について考えます。

【学習到達目標】

- ・図書館におけるデジタルアーカイブの実践例を具体的に説明できる。
- ・博物館におけるデジタルアーカイブの実践例を具体的に説明できる。
- ・デジタルアーカイブの共通利用について説明できる。

1. 博物館（野外博物館）・図書館におけるデジタルアーカイブ

博物館（野外博物館）や図書館は、貴重な資料の保存、利用のみでなく、地域の生涯学習活動や観光等の拠点としても期待される施設である。実際に、地域資料コーナーの設置や地域の教育活動の支援等に力を入れている施設も多い。施設によっては資料のデジタルアーカイブ化等にも取り組んでおり、デジタルアーカイブの観点での資料保存、利用の検討が必要となり、どのように保存、利用に供するかの検討が必要とされます。

このようなデジタルアーカイブに取り組むためには、次のような留意点が挙げられます。

琉球村
（岐阜女子大
学デジタル
ミュージア
ム）



① 所蔵資料の正確な撮影・記録

博物館や図書館では、地域の人々からの寄贈や寄託等、さまざまな収集方法で資料が集まります。そのため、撮影・記録の際には、資料の現状を正確に残すことができるよう、例えば、資料を多視点から撮影する等、撮影方法の検討も必要です。

② 展示等の撮影記録

博物館や図書館が行う展示には、一つのストーリー性があり、特に、地域に関わりのある展示のデジタルアーカイブは、地域資料としての価値があり、地域の歴史記録としてどのように撮影記録するかを考える必要があります。

③ 地域の人々の作品等のデジタルアーカイブ化

地域の人々の作品や集められた資料をデジタルアーカイブ化し、許可を得て公開することを検討します。（地域との連携に繋がる）

④ オーラルヒストリー（地域の資料について）

地域の資料についての専門家の話をオーラルヒストリーのデジタルアーカイブとして記録することは、それこそが地域資料となり得るため、積極的に取り組む必要があります。

2. 知のデジタルアーカイブ

総務省は、2011（平成 23）年 2 月から「知のデジタルアーカイブに関する研究会」を開催、デジタルアーカイブ推進に向けた取組の方向性の検討を行ってきました。その目的は、図書・出版物（図書館・Library）、公文書（文書館・Archives）、美術品・博物品（博物館・Museum）、歴史資料等公共的な知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み（デジタルアーカイブ）の構築による知の地域づくりに向けて、デジタル情報資源の流通促進に係る課題の整理を行い、デジタルアーカイブ間の相互連携の促進を図ることです。

9 回の会合を重ね、2012（平成 24）年 3 月「知のデジタルアーカイブ」の実現に向けた提言及びデジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドラインをとりまとめられました。

飛騨民俗村
（飛騨の里）
（岐阜女子大
学デジタル
ミュージア
ム）



知のデジタル
アーカイブ
（総務省報道
資料）



3. デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン

2017（平成 29）年 4 月、内閣府知的財産戦略本部のデジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会、実務者協議会及びメタデータのオープン化等検討ワーキンググループにおいて、報告書「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」及びガイドライン「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」がとりまとめられました。

報告書では、「我が国においては、2000 年代前半から、書籍、公文書や文化財等の分野ごとに、デジタルアーカイブの構築が進められてきており、一定の充実を見つつある。一方で、分野横断的なアーカイブの連携に関する取組や海外発信を含めたその利活用について検討の遅れが指摘されている。」とそれまでの我が国のデジタルアーカイブ推進の課題と対応について報告しています。

そして、我が国におけるデジタルアーカイブの構築とその利活用促進に関する実務的課題に対する推進の方向性を示しています。

（1）我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性

デジタルアーカイブの活用を対象を、観光、教育、学術、防災などの様々な目的として想定しています。これらを対象とした活用を通じて、デジタルアーカイブの構築・共有と活用の循環を持続的なものとし、その便益を博物館・美術館、図書館、文書館、大学、企業、市民コミュニティなどの「アーカイブ機関」を通じて、国民のものとしていくことが、我が国の社会的、文化的、経済的発展につながっていくことが重要です。

以下、序章ではデジタルアーカイブ社会のイメージを概観し、その基盤の構築は国の戦略として重要な取組であり、公的機関がデジタルアーカイブに取り組むことは社会的責務として求めています。

第 1 章では、諸外国と日本の現状からその課題、第 2 章では我が国のデジタルアーカイブ推進の在り方について、第 3 章では今後の国の取り組みの方向性、第 4 章では、残された論点として、アーカイブ機関の取組をけん引するビジョンの構築と実現のための枠組の継続的な検討、アーカイブ機関がデータを整備・共有・連携できる共通基盤（プラットフォーム）の構築、長期利用・永続的アクセスを意識した取組、つなぎ役の設定には、必要に応じて関係省庁や自治体が自らポータルを立ち上げること、分野・地域ごとに、どのような支援策が必要かを確認、課題解決のフォローアップなどの必要性を記しています。

デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン（知的財産戦略本部資料）



(2) デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン

○ガイドラインの対象・目的・内容

- ・対象：「アーカイブ機関」（＝コンテンツを保有する機関）＋「つなぎ役」＋「活用者」
- ・目的：各機関がガイドラインに沿った取組を行うことによって、我が国のデジタル情報資源を豊かにし、活用者はもちろん、アーカイブ機関自らもその思恵を最大限に享受できるようにすることを目指す。
- ・内容
 - ・「アーカイブ機関」が取り組むべきデジタル情報資源の整備・運用方法
 - ・「つなぎ役」がデジタル情報資源の共有化を促すに当たって取り組むべき事項
 - ・「活用者」がデジタルアーカイブの利活用に当たって取り組むべき事項

4. ジャパンサーチ

デジタルアーカイブが単独で公開されているだけでは、幅広い活用につながりません。複数のデジタルアーカイブが連携することで、デジタルコンテンツの活用基盤としてより広く認知され、活用されます。教育、学術・研究、ビジネス、地域活性化など様々な領域でのデジタルコンテンツの活用が広がり、新たな知の創造や経済的価値の創出に寄与できることになります。

「ジャパンサーチ」は日本のデジタルアーカイブをつなぐ、デジタルアーカイブの検索・閲覧・活用のプラットフォームです。2019年2月に試験版を公開し、フィードバックを受けて改善を続け、2020年8月に正式版が公開されました。図書館、博物館、美術館、公文書館、大学・研究機関、地方公共団体等のアーカイブ機関と、「つなぎ役」を通じて連携し、我が国の多様なコンテンツのメタデータをまとめて検索・閲覧・活用できる。国全体の取組として、デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）の方針のもと、国立国会図書館がシステムを担当しています。

ジャパンサーチ



5. 博物館資料のデジタルアーカイブ化と博物館活動・業務のDX化

2022（令和4）年、文化庁の文化審議会第4期博物館部会が開催され、当面の検討事項として、博物館資料のデジタルアーカイブ化とその公開、その他博物館活動・業務のDX化について検討されています。

文化審議会・博物館部会



（1）博物館法改正の趣旨

2022（令和4）年4月、博物館法の一部が改正され、「博物館資料に係る電磁的記録」の作成・公開が加えられました。博物館資料をデジタル化して保存（デジタルアーカイブ化）し、インターネット等を通じて公開することは、きわめて意義深いです。

（2）博物館における資料のデジタルアーカイブ化の取組状況と課題

2020年の博物館総合調査（日本博物館協会）で、回答があった館の80.6%が「ICTを利用した新しい展示方法が導入できていない」こと、77.5%が「ウェブサイト等での資料情報公開が不十分」なこと、73.9%が「資料や資料目録のデジタル化ができていない」ことを課題に挙げています。博物館によるオンライン・オンラインを通じた多様な活動を促し、貴重な博物館資料の公共化や後世への継承を進める観点から、博物館資料のデジタルアーカイブ化を積極的に推進していく必要があります。

（3）博物館資料のデジタルアーカイブ化の推進

政府は2022（令和4）年度から新規に「博物館機能強化推進事業」を開始、特色ある取組を行う博物館の支援を行っており、資料のデジタルアーカイブ化の積極的実施についても支援の対象としています。

（4）博物館活動・業務全体のDXの推進

博物館資料のデジタルアーカイブ化に加えて、将来的には、その他の博物館の活動や業務全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を進めることは、博物館の文化的価値を社会に還元し、関係機関と連携して経済的・社会的価値を効果的に生み出し、地域の活性化を図るとともに業務の効率化を図る上で重要です。

【参考文献・参考 Web】

- (1) 岐阜女子大学デジタルアーカイブ研究所, 地域文化とデジタルアーカイブ, 2017.3
- (2) 知のデジタルアーカイブに関する研究会, 知のデジタルアーカイブの実現に向けての提言, 知のデジタルアーカイブ～社会の知識インフラの拡充に向けて～, 総務省, 2012.3, https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000041.html
- (3) デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会, 実務者協議会, 「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」・「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」, 内閣府知的財産戦略推進事務局, 2017.4, https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/index.html
- (4) デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会, ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025, 内閣府知的財産戦略推進事務局, 2021.9, <https://jpsearch.go.jp/static/pdf/about/strategy2021-2025.pdf>
- (5) 文化審議会第4期博物館部会（第2回）, 博物館資料のデジタルアーカイブ化の目的・状況, 文化庁, 2022.6, https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hakubutsukan04/02/pdf/93734001_01.pdf

課題

1. 図書館におけるデジタルアーカイブの実践例を具体的に説明しなさい。
2. 博物館におけるデジタルアーカイブの実践例を具体的に説明しなさい。
3. デジタルアーカイブの共通利用について説明しなさい。

第5講 デジタルアーカイブによる地域活性化

久世均（岐阜女子大学）

知識基盤社会においてデジタルアーカイブを有効的に活用し、新たな知を創造するという本学独自の「知の増殖型サイクル」の手法により、地域課題に実践的な解決方法を確立するために、地域に開かれた地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成をします。

このことにより、地域課題に主体的に取り組む人材を養成する大学として、伝統文化産業の振興と新たな観光資源の発掘並びにデジタルアーカイブ研究による地方創成イノベーションの創出を行います。

【学習到達目標】

- ・デジタルアーカイブと地域課題解決について説明できる。
- ・地方創成イノベーションの創出について具体的に説明できる。

1. 地域資源デジタルアーカイブ ～飛騨高山匠の技～

文化庁の「日本遺産」にも認定されている飛騨工（飛騨匠）の歴史は古く、古代の律令制度下では、匠丁（木工技術者）として徴用され、多くの神社仏閣の建立に関わり、平城京・平安京の造営においても活躍したと伝えられています。飛騨工については、平城宮造営に従事していたことを示す『正倉院文書』や宮跡から出土した木簡、奈良県に残る「飛騨町」など、さまざまな歴史的資料をはじめ、言い伝え、伝説なども残されています。

現在の匠の技術や製品についても、こうした古くからの歴史的背景、関連する各種資料が、その重要性を裏付ける根拠となるため、デジタルアーカイブの利用、次の世代への伝承の中で、歴史的資料を収集し、適切に保管、選択、利用できる整備が必要です。さらに、現在の研究成果をまとめ、蓄積することが新しい知の創造に繋がります。ここでは、本学における知的創造サイクルをデジタルアーカイブに応用した「知的創造サイクル」として飛騨高山の木工に関する総合的な地域文化の創造を進めるデジタルアーカイブの開発研究について考えます。

2. 知的創造サイクル

知的創造サイクル専門調査会は、2006年2月に「知的創造サイクルに関する重点課題の推進方策」を策定し、知的創造サイクルの戦略的な展開のための具体

的方策を提言しました。
この提言を受け、2006
年6月に、知的財産戦略
本部により「知的財産推
進計画2006」が取りま
とめられました。

ここでは、「知的創造
サイクル」という言葉を
頻繁に使用しています。

この知的創造サイクル

は、創造→保護→活用→

そして創造、という循環のことをいいます。特許を例にとつて説明しますと、研究開発により知的創造（発明）を行い、出願することで特許権に基づく保護を受け、その特許権を活用して特許料を回収し、その収益を新たな研究開発に投資するサイクルのことです。

これをデジタルアーカイブのサイクルとして捉えると、収集・保存した情報を活用することにより、新たな情報を創り出すというサイクルとして捉えることもでき、デジタルアーカイブの目的と、コンセプトとしては同じです。

この知的創造サイクルをデジタルアーカイブに捉え直して、知の創造サイクルとして提案しているのが「知の増殖型サイクル（以下、知的創造サイクルと表記を統一します。）」です。この「知の増殖型サイクル」を具体的にデジタルアーカイブに適用し、知的創造サイクルとしての大学や地域資料デジタルアーカイブの開発を試みたので説明します。

3. 知の拠点としての大学アーカイブの機能と役割

本学ではデジタルアーカイブについては20年前から実践しており、このデジタルアーカイブの実践的な開発・研究を図っています。その中でも、地域資料のデジタルアーカイブについては、北海道から沖縄まで、全国的な視点に立って地域資料のデジタルアーカイブ開発を進めています。三宅茜巳（2016.3）の「岐阜女子大学の論文・研究資料から見たデジタルアーカイブの研究活動の動向」の論文では、撮影・記録方法とデジタルアーカイブの特性を検討するために、主に以下に述べる6分野のデジタルアーカイブ開発をおこなっています。

- ① 伝統的建造物群のデジタルアーカイブ化
- ② 踊り・舞の記録方法の開発

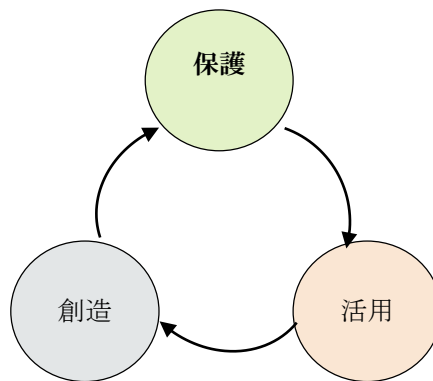


図1 知的創造サイクル

- ③ 博物館等の展示のデジタルアーカイブ化
- ④ 特別に許可が必要な建造物
- ⑤ 巻物等重要文化財のデジタルアーカイブ化
- ⑥ 地域の総合的なデジタルアーカイブ化

また、上記 6 分野で収集・記録した資料を保管するための地域シソーラスを開発し、デジタルアーカイブのメタデータの作成方法の研究を進めています。これらの地域資料は、教育から観光まで様々な場面で提供・活用できるように、大学アーカイブとして整備をしています。

デジタルアーカイブでは、過去・現在・未来の時系列的なプロセスの中で、何をどのように保管すれば、人々のために役立つ資料が伝承、利用できるか、一連の体系的な研究が必要です。

2015 年には、アーカイブサミット 2015 が日本で開催され、同じく文化資源戦略会議では、「アーカイブ立国宣言」が出されました。ここでは 2020 年に向けてのデジタルアーカイブ振興法を提案し、2020 年までには、2 千万点のデジタルアーカイブの基本計画を立てています。ここでも、大学アーカイブはアーカイブ立国のために主導的な役割になると考えられます。

アーカイブの基本的な役割は組織活動を通じて生み出された文書記録を保存することであるため、大学であれば、大学の意思決定や活動を記録した法人文書ということになります。例えば大学で作られる様々な事務文書や各学部等の教授会記録といったものです。しかし、大学アーカイブとして、これだけで大学の全体像をアーカイブしたことになるのでしょうか。例えば大学には、サークルなどの学生の活動があり、さまざまな研究活動があり、同窓会があります。また、教員や卒業生の個人資料にも大学に関する貴重な情報があります。産学連携が進む現在、産学研究成果の資料も無関係ではありません。遡れば、大学を理解するためには、大学側の文書だけでは十分でなく学生の視点からの記録が必要なことは容易に想像できます。大学アーカイブとしては、こうした広がりを持つ「大学という存在の全体」を見渡し、その姿を捉えたうえで、今の大学の姿を後世に総合的に伝えていく資料を集め、保存することを目指すことが必要です。

また活動面では、大学という高度な専門知識が凝縮されている場の特性と、大学の持つ研究機能とを活かすことが重要となります。つまり、アーカイブは学内の様々な組織と連携することで新たな資料活用の可能性を生み出し、大学の研究機能を活かした技術開発にも取り組むことができます。例えば、本学が保存している『木田文庫』は、本学のデジタルアーカイブ専攻との連携により、その木田宏オーラルヒストリー化を試みています。



木田宏教育資料
「木田文庫」の
整理と利用

アーカイブ記述（目録）の標準化，横断検索の技術，デジタルデータの長期保存など，アーカイブ資料の保存管理には国際的に大きな課題がありますが，これらに必要な研究も大学アーカイブは主導していく役割があります。

大学アーカイブは，当該大学資料の保存・公開を通して，学内外の教育・研究及び大学の文書管理に寄与し，これをもって社会に貢献する役割を担っています。また大学自身の歴史像を形成・発信する“知”の拠点としても，重要な機能を果たすようになってきます。

4. 大学アーカイブにおける知的創造サイクル

デジタルアーカイブは2013年頃から新しいプレゼン研究が進みだした。初期の1枚の写真，図書，文書など1つの資料の提示やCAIのように構造化された資料の提示から，カタログ方式による資料の利用，メディアミックスとして放送，新聞，電子版，現物などを用いた研究が始まり，利用も多様化しました。

特に最近は大学デジタルアーカイブ，企業デジタルアーカイブ等が“知”の拠点としての利用が要望されるようになってきました。

例えば，大学デジタルアーカイブでは，すでに以前から写真，古文書，研究成果などの多様な資料が保管利用できるようになっています。しかし，大学デジタルアーカイブは研究機関として，「知の拠点」として研究面で積極的に利用する方法とその結果の情報の管理に適する構成が必要ではないかという疑問がありました。

特に教育では教育情報管理システムが1970年代から進み，多くの資料の保管がされてきました。しかし，これらの有効な活用とその結果を新しい“知”として保管・発展させるシステムの構成の必要性がありました。この実践研究にはそれを必要とする多くの協力者と実践の指導者があってこそ可能であり，今回，沖縄で実践研究が実現しました。大学は基本的に研究者集団で構成され，そこで開発されたデジタルアーカイブも大学の研究が基盤として構成されていて，その利用にあたっては大学の研究機能が働いた社会貢献として活用させるべきです。

さらに，その活用結果は大学へフィードバックされ，新しい知の生産に役立つ機能が望めます。これによって大学の研究と社会貢献，そこから発生する新しい“知”を用いた研究の知的創造サイクルが永続性のある大学としての地域連携にもなります。

5. 「知の増殖型サイクル」の地域資料への適応

飛騨高山の木工に関する総合的な地域文化の創造を進めるデジタルアーカイブでは，産業技術，観光，教育，歴史等で新しい「知的創造サイクル」と構成を目

的とした総合的なデジタルアーカイブの開発計画として捉えています。そこで、これらの飛騨高山匠の技デジタルアーカイブを「知的創造サイクル」としての基本的な構成として図2のような構成になります。

ここでは、それらの視点で飛騨高山の木工に関する総合的な地域文化の創造を進めるデジタルアーカイブをとらえると次のようになります。

(1) 「知的創造サイクル」の産業技術への適応

本学では、高山をはじめとする飛騨地域に関わる様々なデジタルアーカイブが数多く保存されています。また、今回、飛騨地域の高山、白川等の地域に伝承されてきた木を用いた匠の技術を中心にアーカイブ化を行ってきました。

飛騨は木の国です。過去の昔から、多くの人々は生まれた時より木に囲まれて育ち、身近な木を利用することによって生活を営んできました。同時に、木を加工する技術が熟練した匠のなかで脈々と受け継がれてきています。しかし、近年、飛騨各地に伝承されてきた木を用いた技術が衰退の方向に歩み始めています。その原因として次のことが考えられています。

まず、木工業の代表である家具は、伝統的な産業として国内および海外でも高級家具としてよく知られています。それ

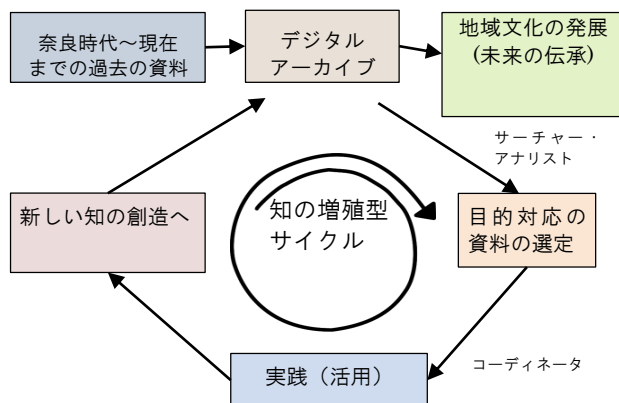


図2 地域資料における「知的創造サイクル」

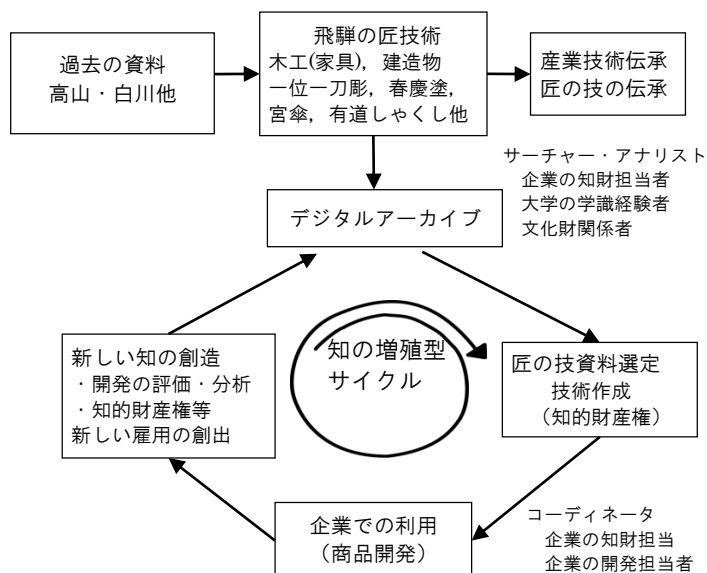


図3 産業技術としての「知的創造サイクル」

以外の飛騨春慶塗を始め一位一刀彫りなどは、高山市の伝統産業とされているものの販売も芳しくないのが実情です。こういった事情のため、木工技術を受け継ぐ後継者はきわめてまれな状況です。そのために、飛騨の匠の技やところが次の世代に伝承することが困難となってきています。また、これらの伝統産業の知的財産権の保護がなされていなく、今後、図3のように商品開発などにこれらの知的財産が保護され、新たな知的財産を創造するというサイクルに、これらのデジタルアーカイブを活用することが必要となります。

(2) 「知的創造サイクル」の歴史的資料への適応

文化庁の「日本遺産」にも認定されている飛騨工（飛騨匠）の歴史は古く、古代の律令制度下では、匠丁（木工技術者）として徴用され、多くの神社仏閣の建立に関わり、平城京・平安京の造営においても活躍したと伝えられています。飛騨工については、平城宮造営に従事していたことを示す『正倉院文書』や宮跡から出土し

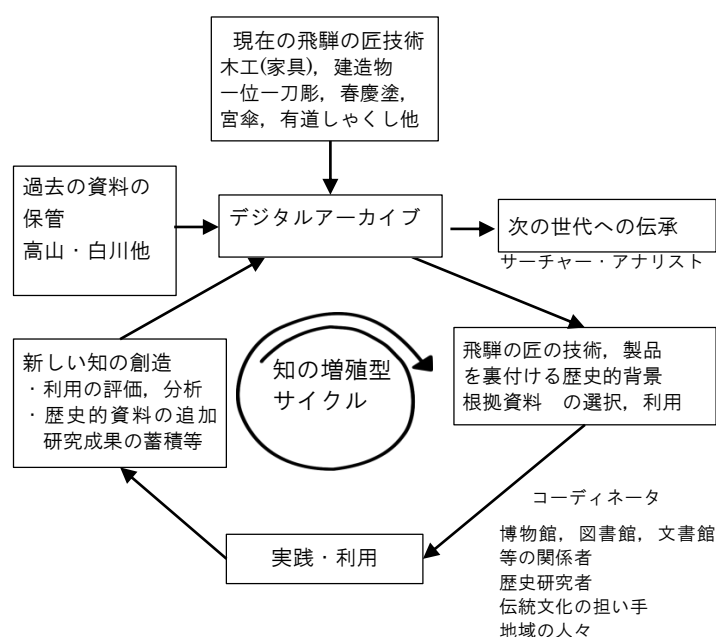


図4 歴史的資料の「知的創造サイクル」

た木簡、奈良県に残る「飛騨町」（飛騨の国名が地名となったもの。昭和31年から「飛騨町」となったが、飛騨の名は古くから地名として定着していた。）など、さまざまな歴史的資料をはじめ、言い伝え、伝説なども残されています。

現在の匠の技術や製品についても、こうした古くからの歴史的背景、関連する各種資料が、その重要性を裏付ける根拠となるため、デジタルアーカイブの利用、次の世代への伝承の中で、歴史的資料を収集し、適切に保管、選択、利用できる整備が必要です。さらに、現在の研究成果をまとめ、蓄積することが新しい知の創造に繋がります。歴史的資料としての「知的創造サイクル」について図4に示します。

（３）「知的創造サイクル」を観光に適応

本学では、2001 年から 2005 年の 5 年間で長良川の源流から河口までのデジタルアーカイブを開発し、その後も、岐阜県全域の様々なデジタルアーカイブ化活動を進めてきました。特に、飛騨地区のデジタルアーカイブは重点的にを行い、これらのアーカイブした情報から、「飛騨おうらい」を刊行しています。

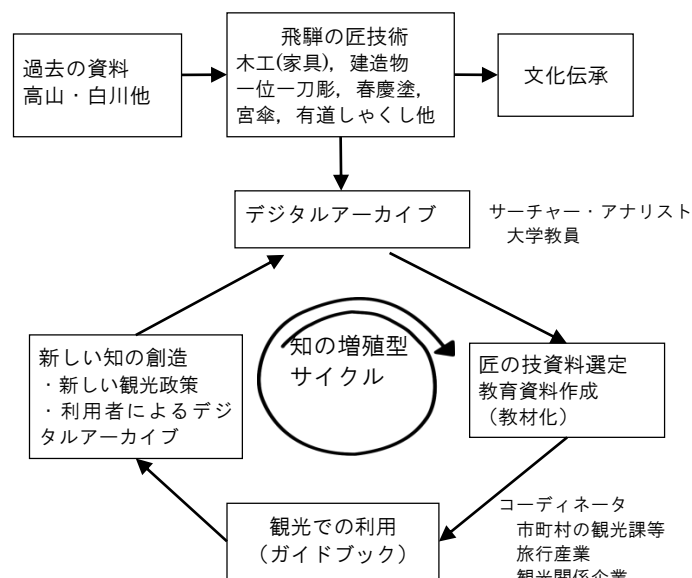


図5 観光としての「知的創造サイクル」

今回、飛騨高山木工 DA を開発するにあたり、従来の高山や白川のデータベースに飛騨の匠の技術を追加することにより、「飛騨おうらい」の再開発へのつながっていくものと考えています。

「飛騨おうらい」は、紙媒体と Web コンテンツを連携した構成になっており、冊子に QR コードを印刷し、QR コードで簡単に Web にアクセスできるようにしています。冊子は、カタログ的なものとし、Web には、最新の画像や詳細の説明、また、動画や音声など紙メディアでは表現できないものと連携できることが特徴となっています。この冊子と Web 連携システムにより、より簡便に、詳細な情報にアクセスできることが可能になりました。この冊子を英語に翻訳して、外国人の観光客に渡して、その効果を検証しています。この飛騨高山木工 DA により、観光客の増加や外国の観光客の増加、また匠の技をデジタルアーカイブすることにより、技の伝承、匠の技の世界への発信など様々な知的創造サイクルが有効になると考えています。観光としての「知の増殖型サイクル」を図5に示します。

（４）「知的創造サイクル」の教育への適応

教育での適応として、このデジタルアーカイブを教材化することにより可能となります。例えば、高山近辺の学校では、地域の学習として、木を用いた産業と

伝承されてきた匠の技術を学ぶことがあります。また、修学旅行生や観光客においては、Web上でこれらの教材を活用し、飛騨を訪れる際の事前調べや当日に知識を得て、飛騨の木工に関する認識を一層深化させる学習ができます。

地域の学習における有用な教材として提供するためには、指導内容に応じた教材作成が必要となります。また、教材として提供するためには、デジタルアーカイブの中から教材に関連する資料選定が不可欠です。この作業には、木工に関して総合的な見地から望ましい資料を選定・評価できる立場の専門家がサーチャー・アナリストとして担当することが大切です。このために、教材作成のノウハウを持っている教育委員会、教育研究所、教育研究会などの専門職があげられ、時には地域の専門家の力を借りることも必要です。また、教材は、対象学年の違いによって、説明に使用する言葉や文章表現を考慮することが必要となります。学校やそれ以外の利用実態を把握し、その結果の分析から、作成した教材

について様々な面から修正・加除などを行い、さらに有用な教材となるような「知的創造サイクル」を考え、研究を進めます。

6. 総合的な地域文化の創造を進めるデジタルアーカイブ

この地域資料における「知的創造サイクル」実現のために、広域・広分野の木工デジタルアーカイブの開発研究を始めました。ここでは、飛騨高山の匠の技について概要を説明します。

（1）飛騨高山匠の技の歴史

「飛騨工（ひだのたくみ）制度」は古代（奈良～平安）に土木技術者を都へ送ることで税に充てる全国唯一の制度で、飛騨の豊かな自然にはぐくまれた「木を生かす」技術や感性と、実直な気質が古代から現在まで受け継がれ、高山の文化の基礎となっています。市内には中世の社寺建築群や近世・近代の大工一門の作品群、伝統工芸等、現在も様々なところで飛騨匠の技とところに触れることができます。また、飛騨工の姿は、古代以降、名工の代名詞として文学作品にも描かれてきました。「万葉集」の「かにかくに 物は思わじ、飛騨人の 打つ墨縄のただ一道に」という恋歌からは、木工技術者としての実直に仕事をする飛騨工の姿が見えます。

（2）飛騨匠の技とところ

飛騨匠の技術の特長は木の性質を見極め、それを生かす技術です。飛騨で優れた木工技術が育まれた理由の一つに、豊富な自然があります。

高山市の面積の92%を森林が占め、普段から多種多様な性質の樹種を使いこなすための磨かれた技術が、世界に通じるレベルまで発展したのが飛騨の匠の技術です。また、山に囲まれ、冬は雪に閉ざされる高山の気候は、派手さを嫌い、

飛騨高山匠
の技デジ
タルアー
カイブ



寡黙で実直な気質を生んだ。この気質は古代以来現在まで受け継がれ、飛騨の匠をはじめ高山の文化の基礎となっています。飛騨の匠の作品は、正確な技術に基づき、実の美しさを生かし、全体的に信組な美しさにまとめられていることに大きな特徴と魅力があります。

（３）飛騨高山匠の残した作品

飛騨では、各時代の飛騨匠の足跡をたどることのできる多くの作品や習俗・伝説などが残されています。古代寺院跡の多い国府盆地には、中世を遡る建築物も多く残されており、飛騨の社寺建築の流れを知ることができます。また、近世初期、天正 16 年（1588）から慶長 8 年（1603）まで 16 年の年月をかけて飛騨匠たちが立てた高山城は、「楼閣の構え、およそ日本国中に五つともこれ無き見事なるよき城地」であったと、近世中期の地誌にも書かれた名城でした。



図 6 高山城址

飛騨の社寺建築の美しさの一つに、屋根の優美さがある。飛騨の山々の形に似た美しさを見せる社寺建築の屋根の曲線は、親方から代々伝わる口伝を基に、棟梁に感性によって形作られる。飛騨匠の村山勘四郎訓繩は、彫刻に秀で、相模と共に高山祭屋台を作り、同じく西田伊三郎は、木の美しさを最大限生かし、吹き抜けの梁組が特徴的な、近代民家の代表例とされる図 8 のような吉島家住宅を作った。



図 7 吉島家住宅

木の美しさを生かす技は、建築以外にも発揮されました。400 年前に高山で生まれた飛騨春慶塗は、江戸時代初期、打ち割った木の木目を生かすために透明な漆で盆に仕上げたことから始まる漆器で、透明で木地の木目が見える漆を用いるため、素材の見立て、加工から漆塗りまですべてにわたって高い技術が要求されます。



図 8 飛騨春慶

また、一位一刀彫は江戸時代後期、色彩を施さず、イチイの木の持つ木の美しさを生かした彫刻として完成されました。これらの伝統工芸の技術や木工技術の粋を結集して作られたのが高山祭屋台です。



図 9 一位一刀彫

飛鳥・藤原期より、およそ 500 年間に亘って、延べ 4 万人とも 5 万人ともいわれる数の匠を、貢進し続けてきましたが、平安末期には自然消滅的に匠制度が終焉しました。それはやがて長い年月を経て、和から洋へとライフスタイルの変化へと進み、大正期に「飛騨の家具」として、飛騨匠の技が継承されています。



図 10 飛騨の家具

（４）木エデジタルアーカイブ

平成 28 年 4 月より，大学アーカイブとして飛騨高山匠の技デジタルアーカイブを開始しました。

本学では，以前より地域資料のデジタルアーカイブとして，様々な地域資料をデジタルアーカイブしてきました。今回この飛騨高山匠の技デジタルアーカイブにおいては，飛騨高山における匠の技を後世に語り継いでいくためのデジタルアーカイブを開発することを目的とし，次の 3 つの視点でデジタルアーカイブを開発しています。

- ①飛騨高山に息づく匠の技ところを，日本で始めてデジタルアーカイブし，匠の技を後世に残す
- ②飛騨高山の地で，育み受け継がれてきた伝統木工技術による「曲げ木」等の匠の技の伝承
- ③飛騨高山で匠の技が伝承されたのはなぜか？を解き明かすための匠の歴史

そのために，飛騨高山の匠の技について，次の 5 つの構成でデジタルアーカイブを開発しています。

①飛騨高山地域資料デジタルアーカイブ

国分寺三重塔(高山位山古道(高山) 久津八幡宮(萩原町) 千鳥格子(荘川村) 安国寺(国府町) 阿多由太神社(国府) 薬師堂(神岡) 熊野神社(国府町) 高山陣屋(高山) 高山祭(高山) 吉島家・日下部家(高山) 旧若山家・旧吉真家(高山) 高山市三町(高山) 荒川家(丹生川) 旧田中家・旧田中家(高山) 飛騨匠碑(河合村) 両面宿難(丹生川) 湯の島館(下呂)

②匠の技アーカイブ

飛騨春慶（高山）、一位一刀彫（高山）、飛騨の箆笥（高山）、有道杓子（高山）、宮檜傘飾り（高山）、飛騨の家具（高山）

③匠の技伝承者オーラルヒストリー

飛騨春慶（高山）、一位一刀彫（高山）、飛騨の箆笥（高山）、有道杓子（高山）、宮檜傘飾り（高山）、小屋名のしょうけ（高山）

④匠の技歴史アーカイブ

紀州本萬葉集・日本書紀・飛騨匠物語、東大寺大仏殿（奈良）大安寺（奈良）薬師寺金堂（奈良）唐招提寺（奈良）興福寺（奈良）法隆寺夢殿（奈良）石山院（滋賀）日光東照宮（日光）青山別邸（小樽）

⑤木工製品製作技術アーカイブ

飛騨産業株式会社、飛騨春慶（高山）、一位一刀彫（高山）、飛騨の匠文化館（古川）



図 11 匠の技デジタルアーカイブの様子

【参考文献・参考 Web】

- (1) 岐阜女子大学：飛騨高山匠の技とこころ，私立大学研究ブランディング事業成果報告書 2017 Vol.1, No.1

課 題

1. 飛騨高山匠の技デジタルアーカイブにより、地域の文化産業を振興するための方策を 3 つ挙げて論述しなさい。

第6講 デジタルアーカイブと知的財産権（1）

吉川 晃（岐阜女子大学）

デジタルアーキビストとして、アーカイブを計画し、そして資料収集し、そして構築し、そして利用許諾し、また運用していくという、こういったときに必要な権利処理について説明します。

【学習到達目標】

1. デジタルアーキビストに著作権処理の能力が必要であることについて具体的に説明ができる。
2. 著作者の権利について具体的に説明できる。
3. 著作権の契約書を作成できる。

1. デジタルアーキビストと著作権

この講座は基本的にデジタルアーキビストとして、アーカイブを計画し、そして資料収集し、そして構築し、そして利用許諾し、また運用していくという、こういったときに必要な権利処理について、その流れに沿って構成しました。

まず情報源について最初にお伝えしておきたいと思いますが、一番重要なのは文化庁の著作権テキストで、これは毎年度更新する内容になっております。これは言わば無料の学習教材としては非常に役に立つもので、常に更新されていますので、その新しいものを見ていただくと何が新しくなったかということも分かるような仕掛けになっています。基本を押さえながら知識のリニューアルをするという点では、これは一番有力かと思います。特に今日ご説明するのは、まさに基礎のような話になりますので、一度時間のあるときにこの著作権テキストの解説部分にざっと目を通していただくと、私の今日の説明の更に復習になりますので、ぜひこういうことをお勧めしておきます。

また、今日のご説明する時間がそれほど長くないので、若干短過ぎると思いますが、肖像権についてとかあるいは個人情報保護について、こういったものについても学会やあるいは委員会のほうでハンドブックなどの提供がありますので、これもインターネットでこういうものをダウンロードしていただいて、時間



著作権テキスト

のあるときに御覧いただくといいと思います。権利処理としては著作権が学習する場合の基本になると思いますけれども、そのほか肖像権、それから個人情報、それから後ほど出てきますけども慣習というような、法令ではないけれども尊重しないとデジタルアーキビストとしての仕事はできないとものもあります。

2. 著作権の基礎

それでは早速、著作権の基礎について学んでいきたいと思います。文化庁の著作権テキストの4～5ページというのは本当に基礎中の基礎なので、この機会に頭の中に入れていただくといいと思います。

(1)著作権

まず著作権というものは、法律の中には著作者の権利と隣接権という、著作隣接権というものがございます。著作者というのはまさに著作物をつくった人ですね。創作した人なのですが、そのほかに隣接権といって実演家、放送事業者、有線放送事業者、これは放送関係でくくってもいいと思います。それからレコード制作者と、この3者というか4者に権利が認められております。これは歴史的な経緯でこのようになっておりまして、隣接権という言い方は、著作権の隣にある権利だということで、主として伝達するという役割を担っている人たちの権利として保護がされております。ですから著作権には著作者の権利と著作隣接権というものがあると頭に入れていただければと思います。

第2の点は、著作権は産業財産権と異なりまして自動的に付与されます。これも時々新聞などでもよく報道されたりもしますので、そういった解説をお読みになった方も多いと思いますが、無方式主義といいまして自動的に付与されます。ですからプロの方でなくても全くの素人であっても、著作物をつくった場合にはその権利者となる、無方式で権利者となるという、そこにポイントがあります。権利が発生するという点では非常によろしいのですけれども誰が権利者であるのかというのが分かりにくくなる、こういう仕組みを背負っております。

それから著作者の権利の中には、人格権と財産権があります。財産権はおなじみかと思います。作詞作曲した人には何か使用された場合にはお金が入るとかそういうふうな知識はお持ちかと思いますが、財産権のほうを大体頭にすぐぴんとくるのですが、人格権というのがあるのだということも、これも著作権の特色ですので頭に入れていただければと思います。後ほどまたこの内容についてはご説明いたします。

保護期間ですけれども、これは死後70年という、一言で死後70年というよ

うに覚えていただければいいのですけれども、非常に長くなっております。ですから死後 70 年までということは、当然生存中は何か創作をして、そこから生存中はもちろん、亡くなってから 70 年、正確に言えば亡くなった年の次の年の 1 月から数えて 70 年間は保護されるというそういうふうな形になっています。ですから、70 年というのは相当長いので、権利がなかなか切れないというふうにちょっと認識をしておいていただければと思います。また、原則として人格権は生存中とされておりますが、これにも若干の注意が必要です。しかし、原則として人格権は生存中だということで覚えてください。

それから著作権の中で、特に財産権の中で複製権とか公衆送信権とか、〇〇権、何とか権といって出てくるのですけれども、これは無断で〇〇されない権利である、すなわち権利者の許諾を得ないと無断ではできないのだという権利だというふうに読んでいただくと理解がしやすいと思います。

従って複製権といった場合には、無断で複製されない権利なのですね。自分が複製するという権利ではなくて、されない権利なのです。ですから許可をもらわなくて勝手にコピーを取るということは原則できないことになるわけです。これはこういう読み方をしていただく頭に入りやすいということでここに示しております。

それから最後になりますが、国際条約というものが著作権の背景にあるということを頭に入れてください。これはなぜこういうことを言っているかという、国内法でそれじゃあ日本の著作権法を自由に変えてももっとこうしたらいいじゃないかといろいろとアイデアはおっしゃる方もいるわけなのですけれども、それはそれで一つ議論をしたらよろしいのですが、国際条約が基になっているので、そこを遵守する形で改正するならいいのですけれども、遵守しない形になりますと、これは条約違反ということになってしまいますので、そこは注意しなければいけません。基になっている条約はどういうものですかというと、このベルヌ条約というのが著作権の基本条約です。この条約は、19 世紀にできたもので、出版の海賊版や何かが出回って困ったということで、スイスの首都のベルンに集まって、それで作られた、そういう条約なのです。これがベースになっております。

また隣接権のほうはローマ条約なのですね。かなり遅れてスタートしております。特に 1990 年代以降、インターネットが普及しまして、それで WIPO、ワイポと読みますが、WIPO の著作権条約など権利保護の強化とそれから利用への配慮、こういったことでインターネット時代に合わせた国際条約がつくられております。我が国もこれに参加して批准しておりますので、こういった条約を遵守す

るという義務が我が国にもあるということを頭に入れてください。こういった条約がベースになって著作権法とかができているのだということです。

(2)著作物

次は著作物についてご説明します。先ほどから私の説明の中で著作物を創作したという言い方をしているのですけども、著作物とは一体何でしょうか。ある程度のイメージをお持ちだとは思いますが、法律上はこのような書き方になっています。思想・感情を創作的に表現したものであって、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するものです。大切なのはアイデア自体を保護するものではないのです。こういうアイデアを持っているということで、そのアイデアを独占するということではできませんよということになります。ですから何か表現した形のもので、何か似ているというのがあったりしますよね、美術とかあるいは音楽や何か。あるいは場合によっては文芸とかそういった場面で、何か似たような表現があるなというふうに感じる部分もあるかもしれません。全くそれが同じ楽譜の上での表現であればそれは問題になるかもしれません。要するに複製権侵害とかそういったことになるかもしれませんが、要するに大事なものはアイデア自体を保護するものではなくて、表現したものを保護するというのが著作権法の基本なのです。それが創作的なものじゃなきゃいけない。ありきたりのものじゃいけませんよということなのですね。ここで創作的かどうかということについて裁判で争っているものもいろいろございます。

(3)著作者

著作者とは創作した人のことです。これは比較的簡単なのですが、ゴーストライターとかそういうことになってきますと、ゴーストライターさんが著作者になるわけですけども、恐らく契約によってそのゴーストライターさんの権利を吸い上げて、そしてその著作者として名前を出している方のほうに権利を吸い上げている可能性があると思います。ですから、著作権法の立場からすると、ゴーストライターが著作者ということになるわけなのですね。それから二次的著作物もここにあるように翻訳とか編曲とか映画化した場合、こういったものも別の著作物として保護対象になりますということで、これは別の権利者が出るわけですね。音楽の作詞作曲をした方と編曲をした方と、これは2人の権利者、別々の権利としてちゃんと保護されるということになります。翻訳した方もちゃんと翻訳者として保護されますということですね。それから編集著作物ですけども、これは編集して、要は部品を集めて、そしてまた1つの著作物にするという、新聞とか

雑誌、事典などが典型的ですけれども、これは編集著作物といいまして、これも1つの著作物として保護されます。また部品の部分も、これもちゃんとした著作物であるというふうに取り扱われるわけです。だから二重構造になっているわけですね、こういったものは、ですからこれが非常にデジタルアーカイブの場合は恐らく編集著作物になると思いますので、こういった理解は必ず頭の中に入れていただければと思います。

それから次は法人著作というものですけれども、個人が著作者になるのは創作すればいいわけですけれども、法人はなれないのかねというと、これはなれる仕組みが法律上定められていまして、条件が幾つかございますのでまた後ほどご説明いたします。これはここにあるように法人として企画して、業務に従事する、雇われている方が職務上創作するという。法人名義で公表されるものということで、法人が権利者になることもできます。ですから教育委員会とかあるいは企業や何かでこのデジタルアーカイブをつくるというようなことになると、これは法人としての権利者、法人が権利者になることも可能です。

著作物の種類としてはいろいろ例示されているものがありますが、この中で例えば建築とかですね。建築物というのは実は著作物であると。こちら辺はちょっと意外な感じを受けられるかもしれません。またプログラム、コンピュータプログラムというものは後になってから入ってきまして、これはいろいろな経緯の中著作権法で保護するといったことが国際的な条約の中で処理がされているので、原則的にはプログラムも著作物として保護の対象になります。

次に著作者についてですが、法人については先ほどご説明しましたが、もうちょっと詳しくご説明しますと、法人も著作者になれるんですが、ここにあるような条件をすべて満たす必要があります。企画を立てるということ、それから業務に従事するものが創作するという、それから公表する場合は法人名義で行うこと、それから就業規則等に職員を著作者とする定めがないこと。これはだからこういう定めをしていなければいいということなのですが、こういったことが条件になります。もし、会社名義で公表する、著作者に法人がなるのだということならこういう条件を満たすという必要があるわけです。

それから映画についてはプロデューサーとか監督とか美術監督とか撮影監督とかこういったものについては権利者になりますけれども、しかし原作とか脚本、音楽の著作者は映画の著作者にはなりません。この辺は全体的形成に寄与した者ということなのでこういうふうな整理がなされているわけです。こういうものを、映画の著作物をアーカイブ化するというのはちょっと珍しいかと思いますが、場合によっては動画を撮影したものをということになりますと、動画を撮影したそ

の著作物の中で全体的形成に創作的に寄与したものを権利者だということで区別をしていかなければなりませんので、これはこういうものだということで、一応、ここで覚えていただければと思います。

(4) 著作者の権利

さて、次は著作者の権利ですけれども、先ほど最初に申し上げたとおり、人格権というのがあります。人格権には3つの権利が書かれているのですね。公表する権利、要するに公表するかしないかを決めるということですね。氏名表示権というのは、その著作者の名前を表示してもらう権利。常に常識的に見て表示できない場合もありますけども、できる場合にはきちんと表示してもらうと。それから同一性保持権というのがありますが、これは無断で改変しては駄目という、これを覚えていただければと思います。すなわち著作物の同一性を保持してもらう権利ということですね。特にこの同一性保持権、ちょっと何か耳慣れないかもしれませんが、人格権の中では同一性保持権が問題になることがしばしばあるので、これはアーカイブの仕事をされる場合には注意が必要です。特に注意が必要です。

それからもう一つの財産権についてですけども、これはテキストを参照していただければと思うのですが、いろいろな形で書かれています。種類に応じて多様な権利が定められていますが、基本となる、ぜひ覚えていただきたいのはこの2つですね。複製権、無断で複製されない権利。それから公衆送信権、これはいわゆるネットに流すということですが、公衆送信権というのも無断で公衆送信されない、ここに送信可能化ということが書いてありますが、アップロードするというふうに、要するにダウンロードが可能のような状態に置くということで送信可能化という、そういう日本語に翻訳してこういう言葉を使っているのですけれども、いわゆる公衆送信を無断でされないという権利があります。この2つの権利は非常によく出てきますので、よく覚えておいていただければと思います。またこの場合、公衆というのは何だろうか、ちょっと皆さんの持っているイメージと違うかもしれないので、公衆はまず不特定の人たちというのは大体公衆ということになるのですね。ただ、特定多数、これも実は公衆になります。ちょっとイメージが違うかもしれませんが、特定多数も限定されているから、例えば会員に限るとかいうふうになっていたとしても、会員が多数になっている場合にはこれは公衆送信になってしまうという、こういう仕掛けになっておりまして、会員だからいいよということではないというのが公衆送信権の場合の公衆の理解としては重要です。特定多数を含むということで、これはだから特定少数以外は全

部という、そういうふうに見てもいいですね。こうすることで公衆送信権というのを覚えておいていただければと思います。

それから重要な基礎的な知識として、最初にも出しましたが、財産権が死後 70 年まででしたよね。それから人格権は生存期間中なのだと。ここにちょっとただし書がございます。ただし書のところをちょっと注意していただく必要がありますので申し上げます。「その死後も侵害行為は不可」と書いておきまして、ですから死んだからといって、死んでいるのだからもう著作権人格権がないよと、じゃあもう切り刻んでしまえ、同一性保持権はないのだから切り刻んで使ってしまえという、これはやっぱりちょっと問題があります。ですから実務上は著作権の財産権のほうの権利者、ご遺族の方などがいますので、何かやる場合にはこうすることでやりますよというような連絡を取り、一言断って、もちろん権利がない状態になっているので、通常の場合には、ああ、そうですかで終わると思うのですが、侵害行為をしているような場合は、ちょっと人格権上問題になるよということがありますので、実務として、ここは注意していただければと思います。

(5)著作権の保護期間

それから保護期間ですね。何か保護期間がどんどん延びているものがあります。特にディズニーのミッキーマウスは大分昔につくられたのだけれども何か延びているというようなそういう話も聞いたことがあるという方がいらっしゃるかもしれませんが、保護期間が実は終わってないものについては、国際条約で保護期間が延びたというような場合には、切れてなければまた延びていくのですね。保護がどんどん延びていく可能性はあるということです。これはまた注意していただく必要があります。日本でもだんだんと保護期間を延ばしているところがあります。これは様々な国際交渉の中で延ばしている、今、死後 70 年まで延びたわけですが、こういったことの影響で、まだ生きている権利、財産権についてはさらに 50 年だったのですけれども、それが 20 年プラスになったというような。ですからいわゆる保護期間が切れたものでなければ、またそのプラスされた部分が延びると、こういう仕掛けになっているということなのですね。ここら辺も知識としてしっかり押さえていただければと思います。

さて、ここからはもうちょっと細かな話になってきますので、どんどん知識を覚えてくださいというのは大変かと思うのですが、ですからこの辺りはまた復習するときにゆっくりとテキストのほうで確認していただければと思うのですけれども、基礎的な知識としてご紹介はしておきます。この場で全部覚えてく

れというのはちょっと酷かと思いますが、ご紹介をしたいと思うのですけれども、著作権というのはなぜ保護しているかというと、これはいわゆる文化の振興のためなのですね。ですから我が国や、あるいは国際的にいわゆる創作的な文化の活動を振興しよう、推し進めよう、そういうことなのです。ただ、複製権など独占的な権利を著作者に与えるものですから、そうするとあまり権利が強過ぎるとこれはやはりいろんなところでかえって文化の振興にマイナスになってしまうという、そういうことが起こり得るのですね。時々そういう議論が国内でも巻き起こるときがあります。

それで例外的に無断利用ができますよという、そういう場所や場面を例外的に挙げて、挙げて、それで法律上そこはもう無断利用で結構ですという場所をつくっているのですね。その典型的なものが、例えば私的使用のための複製。個人的に使用するための複製なり、あるいは教育関係、典型的な例ですけども、例えば学校の中で使う、特に授業の中で使っていくようなここに挙げたような条件が満たされれば、著作権者の利益を不当に害しないと、ここは非常に大事なのですけども、この利益を不当に害しないということであれば、これは無断利用を認めようと、こういう言わば文化の振興のための特別措置が著作権法の中に組み込まれているという、そういうものなのですね。この辺もまたちょっと後で触れますけれども、これはあまりこの辺りを拡大解釈すると、やはり権利者の利益を不当に害してしまう可能性がありますので、これは注意していただければと思います。無断利用可能な場合が列举されていますので、いろいろ細かく列举されているので、これは著作権テキストを参照してください。

(6)写り込みの問題

それからよく問題になっていたというか、議論のための議論のようなところもありますけど、いわゆる写り込み、写真を撮ったときにその本人の着ているものの中にキャラクターが写っているとか、あるいは縫いぐるみを抱いていたとか、それはディズニーのキャラクターであったとか、そういったときにその写り込んでいるものについて著作権を侵害しているじゃないかというような、そういうような議論があったわけなのですね。それは軽微な構成要素の場合には問題にしません。それも例外でございましてということをきちんと文化庁のほうで規定をして、改正しましたので、この写り込みについての問題処理は終わっているということで、この写り込みは特に皆さん、気にする必要はなくなりました。そのことをちょっと頭に入れておいていただければと思います。デジタルアーカイブや何かのときも、写真を撮られた方の権利は、それは一応了解を取ったのだけでも、

中に写っているものがちょっと微妙だなんていうことが昔は起こったかもしれませんが、もうその問題は解決しましたということであります。それから図書館とか美術館とか博物館、その関係者の方でこのデジタルアーキビストの資格を取ろうとしておられる方もいらっしゃると思うのですが、様々こういったような条件でだんだんとこれは利用者サービスの拡大の観点で、権利者の権利を不当に害していないというようなケースについて例外を拡大していますので、そのことについてちょっとここに書かれています。この関係者の方は詳しくまたテキストで参照していただければと思います。

(7) 授業目的公衆送信補償金制度 SARTRAS (サートラス)

それから特に最近オンライン授業はコロナ禍の関わりにおいてこの2～3年、非常に有効に活用されまして、それについて文化庁のほうでも制度をつくっていますので、これについて若干のご説明をしようということなのですが、補償金制度というのをつくって、言わば許諾と先ほどの無断利用の間というふうに考えていただければと思うのですが、学校がこの権利者団体、SARTRAS

(サートラス) といいますけれども、この権利をまとめてくれているその団体と契約して補償金を支払えば許諾が不要と、こういう仕組みをつくっているのです。この補償金というのは、小学校や中学校は非常に安く設定されているので、かなり権利者側もここは譲歩して、ここでお金をたくさん取ることは考えませんということで、特に許諾を取るといっても非現実的なのですね、そうすると使えないという形になってしまうと教育ができない、オンライン授業ができないという、そういう弊害がありましたので、ここで補償金という制度をつくりながら、許諾が不要であるという仕掛けにしているわけなのです。こういった制度もあると、だから許諾と無断利用の間の補償金制度というものがオンライン授業などで設けられているということでございます。

(8) クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

それからもう一つ大事な点について覚えておいていただければと思いますが、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスという、これも一つのものなのですが、別のものもあるのですけれども、時間のあるときにまたこういったサイトを見てどんなものかというのに当たっていただければと思うのですが、ご承知の方もいるかもしれませんが、これは権利者側のほうがこれも一定の条件の範囲内ではこのマークで示すのですけれども、マークで示したコンテンツについては許諾なしに利用ができますよと、この範囲内であればどうぞ自由にお使いい



授業目的公衆送
信補償金制度



クリエイティ
ブ・コモン
ズ・ライセン
ス

ださいという、言わば権利者側のほうから権利を一定譲歩していると。もちろん何かこの範囲内という限定はあるのですが、例えば商業利用はできませんよって、それはそうなのですが、商業利用じゃなければよろしいですよとかですね。そういう言わば権利者側からのマークを付けることによって、自由に利用ができるような運動をしようということで、そういうクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを付与して創作活動の邪魔にならないようにしようと、どんどん使ってもらおう、こういう発想です。

これも一種の著作権法の仕組みを守りながら、ただ権利者の側からの意思表示によって利用を促進すると、こういったような仕掛けを運動として展開していると。で、比較的世界標準的な広がりを見せているのがクリエイティブ・コモンズ・ライセンスというものでございます。ですから例えば大学やあるいは学校でつくったようなコンテンツについては、このマークをつけることによってほかのところでも使っていただくということを促進することも可能ですので、こういったことは望ましいのではないかと思います。

ここで先ほどの SARTRAS についてちょっと復習になりますけども、この補償金制度をもうちょっと詳しく言うところなんですということで、これもちょっと細かい話になるので中に深入りしないようにしたいと思いますけども、要するに著作権者の利益を不当に害することとなる場合にはこの限りではないと。このただし書についてはよく認識をしておいていただければと思います。もうちょっと知識が必要な方はテキストを参照していただければと思います。SARTRAS はこの権利の管理をしている団体で、23 の団体が集まっています。これらの補償金を一括集めて、23 の権利者の団体に分配するというためにこの法人がつくられている、こういうことになります。ですから払った補償金はいずれその権利者のほうの団体を通じて、本人・個人のほうに分配になるという、こういう建前をつくっているわけです。実際にその少額のお金を分けていくのは大変かと思えますけれども、こういう仕掛けをして補償金制度によって権利者の権利を不当に害しない、こういった状況をつくり出しているということになります。詳しくは SARTRAS のウェブページとか、あるいは 35 条の運用指針などを時間のあるときに見ていただければと思います。必要に応じて結構です。

(9) 私的使用目的の複製

それから先ほどの私的使用目的の複製をあまり拡大解釈すると違法、侵害になってしまいますよという注意を申し上げましたが、もともと個人的関係という私的領域での使用目的複製に限られるということです。従って目的外の頒布、

だから自分のために取ったものを今度は他人のほうに頒布して配ってしまう、コピーを分けてあげたということになりますと、これは複製権の侵害になってしまいますので、ここは注意していただければと思います。ですから比較的この私的使用目的の複製というのは、広いようで実際に何か便宜を取り計らって上げようとする、ちょっとそれは不当に害しているじゃないですかというようなそういうことになりかねませんので、これはデジタルアーカイブの実務に携わられる方も注意をしていただければと思います。目的外頒布とかこういったことは、私的使用目的の複製の範囲外になってしまいますよということですね。

従って、条件について文化庁テキストは比較的狭いというか、意外と狭いのだなという書き方をしている、家庭内だと限られた範囲内で、仕事以外の目的、仕事は駄目なのか、ああ駄目なのだなということなのですね。それから使用する本人が複製する。自分の指示に従って作業してくれる人に、誰かに頼むことは可能なのですけれども、みんなのために誰かがまとめて取るとか、そうなってくると怪しい、それぞれがちゃんと取らなきゃいけませんよというのが原則ですよという。それから誰でも使える状態で設置してあるダビング機などを用いないこと。これは音楽を想定しているのですけれども。ですからコンビニのコピー機でいろいろ資料のコピーを取る、複写するということ、これは結構なのです。ただ、ダビング機などで、昔はよくカセットテープや何かをどんどんダビングして聴いていた時代がありまして、こういったダビング機でコピーをどんどん取って仲間にもどんどん渡していったというようなことがあったものですからこういう書き方をしているのだと思うのです。だからコピーガードを解除しても駄目ですよとか、それから、（著作権を）侵害したインターネット配信から取ってきたものは駄目ですよとか、こういったことが書かれています。ですから仕事で使えないのだって、ここのところ辺りはちょっと重要ですので注意していただければと思います。

(10)引用

それからもう一つこの無断利用というか、これは無断利用のケースで結構使われるというのは引用ということなのですね。引用というのは当然いろいろな、例えば学術の世界では引用しないような学術論文は多分ないのです。何々さんがこういう成果を出されています。それを引用して、その上に立って私はこういうふうになんか新しいことを考えましたという、そういう格好になるわけなのですけれども、引用する場合にこれらの条件を満たしてくださいということなのですね。これはまた詳しくはテキストで参照していただければと思うのですが、ざっとご説

明しますと、明瞭に区分しなければいけません。例えばかぎ括弧でくくってここは引用しましたというような括弧で明確にする。それから主従関係というのは自分の書いている部分、自分がつくっている部分が主ですよと。あくまで他人のつくった著作物からの引用は従ですよという、こういう主従関係。これが逆転しているようでは引用とはいえないということなのですね。それから公表されたものに限る、これは普通だと思いますが。公正な慣行というのはその著作物やその業界の慣行というのがありますので、それにはちゃんと従いましょう。だからどこから、出典の明示なんかは特に慣行がありますよね。出典の明示など、公正な慣行に従って行いなさいと書いてあります。また、目的上正当な範囲内ですので、これはむやみと広げて引用するということでは、これは認められませんということで、これも常識かと思うのですけれども、引用と言いつつ実は複製をしてしまうというような場合には、正当の範囲を超えて引用しているような格好を取るようなものもありますのでこういう書き方をしています。それから出典の明示で、これはもう言わずもがなで、これをしていなければ完全に盗用したとかそういうことになりますね。それから著作者の意に反する改変は不可です。これは引用の際に、ですから書かれているとおりに括弧でくくって、それで出典も明示して引用するというのが無難なところだと思います。意に反する改変は不可ですので、デジタルアーカイブなどをつくる際には、とにかくそのまま持ってくるというふうに覚えておいていただければ無難かと思います。何かちょっと短くしてしまいますと、ちょっと引用としての正当性が問題になる可能性があります。

(11) 編集著作物

それからデジタルアーカイブは著作物なのかということで、これは言わずもがなですが、先ほどちょっと申し上げた編集著作物になるものと思われます。こういったような条件を満たせばということなのですね。この辺りはこのくらいでよろしいとは思いますが、素材は著作物とは限らないって、ここのところは頭の整理がちょっと必要だと思います。

次に参ります。隣接権ですが、デジタルアーキビストの資格を目指される方については必ず頭に入れていただく必要があると思うのですけれども、本来の著作者の権利とごっちゃになると、頭がちょっと混乱しそうなので、あまり深入りは最初に学ばれる方にはお勧めしません。しませんけれども、最初に申し上げたとおり、隣接権は具体的には実演家、レコード製作者、そして放送事業関係、この細かくいうと4者に与えられているということですね。レコード製作者とは、音を最初に固定して原盤を製作した方ということで、これはレコード会社だという

ふうに理解したらよろしいかと思います。大事な点は、実演家の権利については人格権があります。実演家の人格権があるということ、これだけはちょっと頭に今、入れていただければと思います。よく、例えば動画や何かでお祭りや何かの様子を撮影したものをアーカイブ化するというようなこととかがあると思うのです。あるいは芸能や何かであると思いますが、その実演をされている方の人格権が働いてきますので、そうすると同一性保持権、こういうことも皆さんされないとは思いますが、名誉声望を害するような改変をされない権利、要するに何かその人の名誉を害する、名声を落とすような、そういったような変な改変をするという、そういったことはしては駄目ですよということなのですね。まさかそういうことはされないとは思いますが、ここの同一性保持権というのが実演家人格権にはあります。氏名表示権もあります。これは実演家の権利だけなのですね、この隣接権の名が出てくるのは。ですから実演家人格権については、頭の片隅に入れていただければと思います。あとはちょっと細くなりますのでこの場では省略させていただきますが、必要ならばテキストを参照していただければと思います。

レコード製作者、それから放送事業者の権利としてはこういう権利がありますということで、この辺もかなり、一部報酬請求権になっているところとかこういうのがありまして、権利が少し弱められている。報酬請求権というのが出てきた場合には、報酬を請求するだけですので、許諾を得ることよりはちょっと弱くなっている、そういうふうに理解していただければと思います。

(12)契約書作成

それから契約書についてですけども、何で契約書が出てきたのかといいますと、先ほどまでご説明しているのは権利の処理等を確実に行ってくださいよということなのですが、権利を譲渡していただくとかそういったことが実務上は必要になってきます。一筆その契約書で譲渡していただければデジタルアーカイブの中で収納して、そして皆さんに公開することもできるようになるからですね。財産権は譲渡可能なのですね。通常の利用許諾とは区別することというのは、先ほどまでご説明してきたのは、著作権者の権利としては無断で何々されないということで利用許諾を得て行ってくださいねという話でした。ここで言っているのは権利の譲渡ですから、その著作権自体をこちらに譲渡していただくというような、そういう実務がありますよということなのですね。ですから、プロの方というよりはむしろ一般の方、素人の方との間の契約というふうなことになると思うのですが、それは譲渡してくださいということで契約書を作るわけなのです



著作権契約書作
成支援システム

ね、それから人格権は譲渡できません。これは一身専属で譲渡できない形になっているので、じゃあどうするのかというと、例えば改変を行う場合にはあらかじめ著作者に内容確認の機会を与えますとか、あるいは著作者人格権の行使はいたしませんとご本人から一筆頂いて、例えば同一性保持権で若干何か編集したりとかそういうことが出てくる、それは無断でやらせてくださいと、そういうことで人格権の行使はいたしません。同一性保持権は主張いたしませんというような特約を行うということで円滑化しております。こういったことも文化庁のウェブサイトの中に著作権契約書作成支援システムというのがあるのですね。これはちょっと時間のあるときに見ていただいて、具体的に作ってみると私の言っていることも理解できると思うのです。特にここは若干ややこしいことを書いていますけども、すべての著作権の譲渡を行う場合には、すべて、この括弧の中が大事なのですね。著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含むというふうに明確に書いておきますと、実はすべての著作権を譲渡してもらったことにならないのです。これは 61 条第 2 項のところに 27 条と 28 条の権利については契約で特掲しないと、特別に書かないと著作者に留保されたものと推定されるというふうになっているのですよ。こういった規定があるものですから、この推定を破るために明確にこの権利を含みますということをこの括弧内で、これが大事なのですが、これを譲渡するというふうに書いておいてもらおうということで、そこでサインをしていただいて契約成立ということで、実務上問題なく、こういったことが行われるかどうか分かりません、二次的著作物をつくるということがあるか分かりませんが、これでやっとならべて譲渡していただいたということになります。ということが注意事項なのです。この文化庁のウェブをちょっと見ていただければと思います。

(13)肖像権

肖像権については、これは実定法がありません。判例で定められたそういう認められた権利なのですね。みだりに自分の肖像や全身の姿を撮影されたり、撮影された写真をみだりに公開されたりしない権利のことをいいます。

最高裁判決の平成 17 年 11 月 10 日の判決、これが基本的な判例として常に参照されるものとなっております。違法となるのは、撮影によってその人の人格的利益の侵害が社会生活上の受忍限度を超える場合であるとしているわけなのです。違法性の判断基準にこの 6 点が挙げられているものですから、これもまたウェブで見えていただければと思うのですけれども、デジタルアーカイブ学会の肖像権ガイドライン、こういったもので少しデジタルアーカイブの実務をされる方

の参照していただくような、そういう自主的な基準作成のために参照すると、そういうものとして提示されていますので、これを見ていただければと思います。肖像権が問題になるのは、恐らく写真や何かをアーカイブ化することだと思うのですが、できるだけその方の許諾を得ることが必要で、それが得られない場合にさあ判断基準としてどうだろうかというのでこのガイドラインを少し勉強のために見ていただければと思います。ただ、あくまでそれぞれのアーカイブのほうで自主的な基準を作成するという、そのための助けになっておりますので、このガイドラインが何か特別な、これを守ってさえいれば絶対に安泰であるとかそういったふうに受け取られるとちょっと違うのではないかと思います。

利用規約ですけれども、これは利用する場合にこうしてくださいよということで、皆様方がつくったデジタルアーカイブの利用のルールもなければいけないと思うのですが、これは運用していく場合に必要だと思うのですが、そのときにはこういった内閣官房のIT総合戦略室や企業などがつくっておられるようなものを参考におつくりになるといいと思います。

それから侵害への対抗措置、こういうこともないかと思うのですが、著作権、皆様方の権利、デジタルアーカイブのほうで何か侵害されたというようなことがあった場合、あるいは何か逆にアーカイブ側に侵害されたということで訴えられる可能性もありますけれども、著作権を侵害するとこういったような問題が起きますよということでここに書かせていただいております。また、直接的侵害でなくても間接的な侵害のケースについてもかなり安全保障措置として、これを侵害とみなすというような規定も設けられていますのでご注意ください。

(13)慣習

それから慣習ですけれども、慣習について何でこんなところでというふうにお思いの方もいらっしゃると思うのですが、これは法的な権利というよりはむしろ心の問題としてその大切にしている方々に対して心の言わば侵害になるということで、デジタルアーカイブの作成に当たって非常に注意が必要だということであえてここに書かせていただいております。地域が大切にしている神聖な場所への立ち入りを勝手にしてしまうとか、あるいは神聖とされる儀式をのぞき見る、あるいは撮影してしまうというようなそういったような行為、これはやはり慣習への配慮に欠けた不適切な行動として問題になります。場合によっては何か不法行為のような形で民事的な裁判を起こされる可能性もあるかと思いますし、またアーカイブの差止めなんていうことも出てくるかもしれません。いずれにし

てもこういったことについては現場で地域の方々と交渉すると、適切なやり方で何かアーカイブ化する場合には協力いただくというような、そういった橋渡しの役割をデジタルアーキビストとして行っていただく必要があると思うのです。

そこで最後ですけれども、終わりにということで、私のほうで述べてきたことは、著作権の基礎基本となるような事柄について、ここで頭に入れていただくことと同時に、やはり時間のあるときに、またあるいは時間をつくっていただいて、もう少し深く著作権テキストなどを使って、あるいは最初のページに挙げたようなそういう学習教材を使って、実際にもう少し知識を深めていただく、こういうことをお願いしたいということでここに書かせていただきました。特に正確な知識に基づく実務とここに書いていますけれども、これを心がけていただきまして、私のお話の中でも、場合によっては侵害になってしまいますよとか、あるいは拡大解釈すると危険ですよとか幾つか申し上げました。そういったことが往々にして行われているという傾向もあります。ですから、そういったときにはやはりデジタルアーキビストとしては正確な知識に基づく、その説明をしてあげて、そして正しい行動に結びつくようにできるだけ持っていくということが行動規範としては必要だと思います。

課題

1. デジタルアーキビストに著作権処理の能力が必要であることについて具体的に説明しなさい。
2. 著作者の権利について具体的に説明しなさい。
3. 著作権の契約書を作成しなさい。

第7講 デジタルアーカイブと知的財産権（2）

坂井知志（岐阜女子大学）

著作権について、自分の立ち位置とは関係ない形で第三者的に実践の試みの良い部分と課題について理解を深め、基本的な理解を図った後に、実践の中から法律など制度的な課題について考えます。

【学習到達目標】

- ・ デジタルアーカイブの実践における著作権に関する課題について説明できる。
- ・ 著作権のデジタルアーカイブの活用に関する課題について具体例を挙げて説明できる。

1. 実践の中から法律など制度的な課題を研究

まず法律などの基本的な理解が大事かというふうに思います。私の話の実践にいきなり入るのではなく、吉川先生がお話しされたこと、それから話の中でありましたように文化庁の著作権テキストを熟読して、自分の立ち位置とは関係ない形で第三者的に実践の試みの良い部分と課題について理解を深めていただくということが必要なのかなと思います。基本的な理解を図った後に、実践の中から法律など制度的な課題を研究するということもデジタルアーキビストや上級のデジタルアーキビストを志向する方々には必要です。

デジタルアーカイブについてはまだまだ多くの課題があります。そういう意味でうのみにしないということで、批判的に物事を見ていくということをしていただく必要がある分野かなと思います。特に気をつけていただきたいのは、そのために思いだけでなく、デジタルアーカイブを思いだけで考えないということが重要なことかなと思います。このデジタルアーカイブ、デジタルアーキビストになろうというふうに思ったきっかけはそれぞれにあるかというふうに思いますけれども、自分の立場を超えて相手の立場に立つことが自分のデジタルアーキビストとしてデジタルアーカイブ構築に関わるときに、自分は何でもないことでも他人の一部には嫌がることのあるよなということが想像できる、そこに改善の余地があったり、許諾を得ていく必要性が見えてきたりしますので、自分の思いというものを一旦白紙にさせていただくということが重要なことというふうに思います。

2. 日本外交文書デジタルコレクション

それでは実際に取り組んでみましょう。今の資料にありますように、日本外交文書デジタルコレクションというものがあります。URLは御存じのようにサーバなどが変更されると変わってしまいますので、文献などはDOIというものがあるということは御存じかもしれませんが、ある意味デジタルアーカイブにはあまり有効ではありませんが、私が今日お話しする、朝からこれがちゃんと有効であるかどうかというのは確認しております。ただし、明日以降にこのサーバなどが変更になると、このURLが有効でない場合がありますので、頭の中に日本外交文書とかデジタルコレクションという言葉を入れて検索をしていただくという、そういうことも必要になるかというふうに思います。これを見ていただきますと、明治期から昭和戦後期まで膨大な資料がデジタルアーカイブ化されております。私も学部の学生としてデジタルアーカイブなんていう言葉がないときに、この資料を見るために国立国会図書館とか都道府県立の図書館に足を運ぶということがありましたが、一部の県立図書館にはこの冊子としての日本外交文書がすべてそろっているわけではないというところもあります。こういうものが自宅にいても、それからある意味海外にいてもアクセスすることが可能であるということとは大変便利なことかなというふうに思います。

この中には後でも少し話をさせていただきますが、民主主義、今盛んに問われています民主主義が日本に持ち込まれていく、そのきっかけになるサンフランシスコ講和条約というところもありますが、皆さん方、この私の話をストップして見ていただければというふうに思いますが、なかなかサンフランシスコ講和条約の外交文書にトップ画面から入り込む、アクセスするということが非常に難しいというふうに思います。やはりかなりの研究をされている研究者にとってはあまり問題ではありませんが、サンフランシスコというのは「桑港」というふうに書きます。そのことを知っていても、どこの資料がそのサンフランシスコ講和条約の外交文書に当たるのかなというところ、時代的な状況を見ないとなかなか分かりにくいというふうにいえます。そうすると、高校生などにこれを使って授業教材として自分で調べてみなさいと言うだけではなかなかたどり着きません。大学生も同じことかなというふうに思います。そのようにいろいろな問題がありますが、知っている人にとってはかなり便利に使いやすくなっているかなというふうに思います。このデジタルアーカイブを見ていただくのには、皆さん方、デジタルアーキビストとしては編さん作業の情報があるということも非常に重要かというふうに思いますので、そのURLをここに書いてあります。デジタルアーカイブを公開していて、その経緯というものが示されていないケースが多いかという

ふうに思いますが、こういうものとかトップ画面の一番下のところに今日お話を
する権利問題の具体的な内容もありますので、よくホームページを見ていただい
て、ある意味宝探しのように見ていただくということが必要かなと思います。

今日の話は日本外交文書という膨大な資料をデジタル化しているものに次の
シートからお話をして、深く入っていきこうというふうに思いますが、皆さん方が
この講義が終わって時間があるときにぜひ見ていただきたいのは、いらすとやと
いう大変イラストとしては使い勝手がいいところのサイトがありますが、そこに
利用についてとかそういうものがあるなというふうなものを発見したら、それを
読んでいただくということが一番勉強になる、学びになるというふうに思います
ので、そういうものとか、吉川先生が話をされた SARTRAS の F A Q も非常に学
びの教材として考えると有力なものになりますので、ぜひそういうものを御覧に
なっていたきたいというふうに思います。

この外務省のデジタルアーカイブの成果を考えますと、膨大な資料を所蔵して
いる館などに足を運ばないで研究や様々な利用ができるという、そういう可能性
を広げたということが第一にあるかなというふうに思います。第2番目として
は、外交文書を教材化するということを考えると、このサイトを紹介しながらの
授業を進めるということも考えられると思います。第3番目には専門書や論文の
引用部分以外の記述を研究できるということが挙げられると思います。よく論文
に何ページにとか、その引用の部分、出典の書き方がありますが、何ページとい
うところまで書かれているということは原典に当たることができます。そこが重
要だなというふうに考えて引用するわけですが、その前後に大変興味があるとい
う場合に、このようなデジタルアーカイブを使えば、ある意味瞬時にその前後に
当たることができるということで、専門書や論文を読んだときに引用部分以外の
記述を素早く見ることができるということで、研究を進める上では大変参考にな
るのではないかと思います。

逆に課題としてどのようなものがあるのかなということを考えますと、ほかの
膨大なデジタルアーカイブと同様に、教育関係者や一般国民にどのように活用す
ることが有効であるのかが明らかにされていません。膨大な資料を整理して公開
しているだけで、使いやすくなっていないのではないかということかと思いま
す。やはりもう少しこういうふうに使うことができるということ、例えばNHK
のアーカイブズのように、教育利用ではこういうふうに利用することができるの
ではないでしょうかということが示されていないと、なかなか教育関係者も時間
がありませんので、一々探すことに苦労しながらそのデジタルアーカイブを使う
というわけにいかない場合があります。また一般の国民に利用していただくとい

うことを考えますと、もう少しこういうふうに利用することが可能ではないでしょうかということがあってもいいのではないかと思います。例えば、書籍、大変著名な書籍と関係がある、その時代背景を見るのには大変有効ではないかというところで、この外交文書というものを使っていただくということ、そういう指示がないとなかなか中に入っていくというわけにいかないで、トップ画面でこんなに明治時代から昭和まで外交文書が公開されているのだなという認識で中に入っていくという状況が続くのではないかと思います。

3. デジタルアーカイブの連携

もう一つ、課題の2としては横断検索、それから他のデジタルアーカイブとの連携というものをどのように図っていくのかということ。ジャパンサーチで画像などと、AというデジタルアーカイブとBというデジタルアーカイブが同時に横断検索できるようにしていくなど、やはりこれから外交文書が他のデジタルアーカイブとどのように連動していくのかということを考えていかないと、自分のデジタルアーカイブ、持っている資料をデジタルアーカイブ化したから、それで終了というわけではなくて、他のものとの関係を考えていく、それが私たちの目指す知識基盤社会の一つ大きな役割を果たせることかというふうに思います。ただ、まずは自分の持っているものをデジタルアーカイブ化するということが必要ですが、それが終わったら他のデジタルアーカイブとの連携というものを考えていきたいなと思います。

それからトップページの下のほうにはこのようにコピーライトについて記述をされております。現在のところ、中央省庁のものは大体これに似通った形でコピーライトは自分たちのほうに持っていますとか、外務省に持っています、文部科学省に持っていますという表記が多いわけです。そうすると著作権についてある程度学んだ人にとっては、外務省が著作権を主張しているのだから自由には利用できないのだなというふうに思ってしまうがちです。ぜひそのデジタルアーカイブの下のほうに同じく法的事項というものがあります。それをクリックすると、実はかなり自由度が高いというふうに思われます。そういうものを記述していくか、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスなどを利用するか、トップページの表記を私は改めたほうがいいのではないかと考えております。少なくとも改めるかどうかの検討が必要ではないかと思われます。

4. デジタルアーカイブの利用

続いてその利用について考えていきたいというふうに思います。例えばですが、主権や領土問題などが高校の単元であります。そこで各国の代表が日本に何を求めていたのかというところで、サンフランシスコ講和条約を教材とするというときにこのサイトを使うことができるというふうに思われます。トップページを見ていただくと、昭和戦後期というのが右側の下のほうにあります。その中に第4冊というものをクリックしていただくと、Ⅱ 桑港、先ほど申し上げたこれがサンフランシスコの漢字であります。それを見ていただくと、本文の112ページから113ページ、特に113ページの中段からそれから「(注)」も私は優れていると思います。こういうものを見ると、フィリピンという国が日本をどのようにこの段階で見ていたのかということが分かります。著作権には戦後加算という問題があります。そういうところでフィリピンとの関係が加算の起点時に関係してきます。そういうもので著作権と関係が実はないわけではありませんので、こういうものを深く読み込んでいくということもありますが、フィリピンの全権大使ロムロ外相の演説というものが大変関係者にとってはキーポイントというふうに言われております。そういうものの外交資料がどのようになっているのかというものが公開されております。大変日本に対して厳しい演説をされています。その当時のフィリピンの大統領はキリノ大統領という大統領です。その大統領のお子さん、2人かな、それと奥さんがマニラ市街戦の中で亡くなられております。日本軍によって刺し殺されたということがNHKの番組でも取り上げられておりますが、そのキリノ大統領が何人かの刑の執行をした後に、恩赦を与えるとこのところにつながっていくのですが、自分の奥さんや子供が殺されても恩赦を与えるに当たってキリノ大統領が大変苦悩していくわけです。そういうものを考えていく中で、なぜそんなにフィリピンが日本に対して厳しいのかというと、第2次世界大戦で日本人が一番亡くなった国というのはフィリピンで51万人というふうに言われています。それですが、フィリピンの方々は110万人が亡くなられているというふうに言われております。そういう意味で日本人に対して大変厳しい感情が現在でもあるというものが私もフィリピンに行くと感じますが、遠藤周作が『ルーアンの丘』でマニラ港に入港したときの入管手続、上陸はできません、この段階で日本人はフィリピンに上陸するわけにはいきませんでした。船の中で臨検するその担当者の目が大変厳しかったという記述がありますが、そういうものとの関係というものがなかなかこの外交文書だけでその背景、今私が申し上げたような、何人の方々が亡くなったのかとか、マニラ市街戦の大変悲惨な状況というものについて、映像があるというものとの関係がやはり不足している

のではないかと思います。そういうものをすべて可能にしていくためには、やはり権利の問題と調整が必要であるということです。連携すれば日本外交文書については外務省や外交史料館がどのように考えていくのかということで、これを書いた人は吉川先生から話がありました法人著作権という問題であまり問題がないかというふうに思いますが、やはりNHKの番組であればNHKとの調整、それから遠藤周作であればその著作、遠藤周作が亡くなってから死後まだ数十年しかたっておりませんので、その権利との調整というものが必要になります。そういうものを一個一個潰していくということが果たしていいことなのかどうか、現実的なことなのかどうかということで、私が先に申し上げたような連携が必要じゃないですかということを一個一個潰すというのは不可能ではないかということに思いを至らせています。そうすると、やはりこういうものとの連携について何らかの仕組みをつくらないといけないのではないかと、今回のコロナという問題から SARTRAS というところが少し前倒しになりましたが、そういう補償金をつくりながら連携を考えていくということもやらないと、連携というものを一つ一つクリアしていくということではない、そういう仕組みに私たちは議論を移していったほうがいいのではないかと思います。

5. 膨大なデータと膨大なデータの関連

今お話ししたことを整理すると、知識基盤社会を構築するためには膨大なデータと膨大なデータの関連というものを考えなければいけないのではないかなと思います。そのときに権利の問題があるものは有料で、あるものは無料でという形と、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのCC BY というもので統一されている膨大なデータと、そうではないクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを採用していない膨大なデータとの関係をどのようにしていくのかというと、何らかの仕組みが必要ではないかということを感じざるを得ないかなと思います。また、そのためには2次利用を含めたことも考えなければいけないかというふうに思います。そのことは最初に資料を収集する段階に必要なことです。契約内容にどのような内容を含んでいくのかというところに関係していくものです。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスというのは大変有力で広がりつつある考え方ですが、肖像権をどのように表記していくのかとか、ある業種の人たちに自由に使っていただくということとか、そういう職業の考え方などをもう少し議論していく必要があるのではないかと、そういうふうには思います。また、個人情報の問題についても、横断検索してみるとそれぞれのデータで個人情報の扱いが違うという、そういう問題をどのようにしていくのかということが十分深められていないかと

思います。皆さん方もこういう日本の外交文書のものから、それから SARTRAS から見えてくるものというものを整理されるのが大事なのかなというふうに思います。

6. 震災デジタルアーカイブ

その他の実践で、ぜひ皆さん方も見ていただきたいものが東日本大震災の関連のデジタルアーカイブです。私も 40 万件ほどの資料と向き合って東日本大震災の教訓を後世に残すということに関わりましたが、大変いろんな問題がありました。その段階で集められたもの以外、加えていくということに躊躇をするという問題が、そのデジタルアーカイブを構築する公共的な機関が迷われたという問題もあります。それからクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを付することというのを仕様書に書かれていたのですが、システム的にはするようにできるのですが、実はクリエイティブ・コモンズ・ライセンスでは表記できない問題があるところから現在でもそのデジタルアーカイブはクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを採用しておりません。

先ほど申し上げたように肖像権の問題というのは資料を集める段階、寄附をしていただく段階でも写真を寄贈していただく方に、その方が資料を、その写真を持っているので、ぜひそういう貴重な取組であるので資料を使っていたきたいという厚意を持って資料をお持ちになる方に、この写真はどなたが撮ったのかという話をしたり、写真に写っている方はどなたなのかと話をしたりということで、その方々に、写真を撮った人には著作権がありますので、それで写っている方には肖像権がありますので、その了解は私たちのほうで取りますので、その情報を頂きたいというお話をすると、多くの方々から私が持っている写真なのだから使えばいいじゃないというお言葉が返ってくるということがあります。たくさん問題がこの東日本大震災関係で出てきました。総務省という情報と通信を所管するところが東日本大震災の震災デジタルアーカイブの構築と運用というガイドラインを公表しました。私は具体的に考えるときには、これが一番よりどころではないかなというふうに思っております。現在でもそのように考えております。著作権についてもかなり具体的に書かれておりますので、ぜひ御覧になっていただきたいのですが、そのほか東日本大震災関係のデジタルアーカイブをぜひご活用いただきたいと思います。

国立国会図書館も“ひなぎく”という横断検索というかポータルサイトを運用しておりますが、そこにはよくよく見ていくとそれぞれのデジタルアーカイブの利

用規約と違いが出てくるということが見えてきますので、具体的に見ていただくとしたら東日本大震災関係のデジタルアーカイブはよくよく見ていただく必要があるかなというふうに思います。それから先にも申し上げましたが、中央省庁のホームページのトップページには大体権利を表記しているのですが、防衛省とデジタル庁は現在のところコピーライトの表記がなく、利用についてとかそういう法的なところのサイトがあります。そこを見ていただいて、ある意味利用規約なのですが、利用規約を見ていただくと、ほかの省庁とこの2つの省庁において明らかに違いがあるということで、権利表記についてはこの2つと他の省庁とを比べるということも学びにつながるのかなというふうに思います。

7. デジタルアーカイブと知的財産権

まとめに入らせていただきますが、デジタルアーカイブは理念・技術・制度などをトータルに扱うことが必要です。この話は制度を中心に進めますが、理念や技術と非常に密接にあるということです。制度のための制度ではありません。理念を実現するための現在の制度を頭に入れて、現在では公開できるかできないか、将来は公開できるかもしれないということもあるかもしれません。それからこのような技術を使うことが制度とどのように関係してくるのかなということ。例えばトリプルアイエフ（IIIF）という横断検索が可能になる、画像の横断検索が可能になる技術と制度との関係というものがどのようにあるのかなということを考えていただくということです。そして、できないということを見つけていくことも非常に大事ですが、それをできるようにするためにはどうしていくのかということも併せて考えていかなければいけないというふうに思います。理念だけではデジタルアーカイブはできません。技術だけでもデジタルアーカイブはできません。まして、制度だけでデジタルアーカイブができるわけではありません。デジタルアーキビストは理念と技術と制度をトータルに考えていく、そういう力が必要になります。著作権も年に一度変わる可能性が高い精度で、たいへん足がはやいものですが、技術もたいへん足がはやいものです。また、考え方も劇的に変わる可能性があるということが含まれたのがデジタルアーカイブかと思えます。この授業で得たことは、利用規約や契約書を読み解く力と、説明する力、著作権や肖像権などとともに意思表示に関する知識を正確に理解することにつながります。また利用促進の研究にも必要な内容です。その結果、デジタルアーカイブを構築するための力が身に付きますので、ぜひ吉川先生の話も私の話も、分かりにくい部分があればもう一度戻って見ていただくということ、それから吉川先

生からご紹介があったサイトや資料なども時々見ていただくと、文化庁の著作権テキストは新しいバージョンが出ている場合があります。そういう場合に自分の情報の更新というものが必要なというふうに思います。それから、ここに今、述べたように利用規約や契約書というもの、そういうものを読み解く力にはやはり権利の問題ということ、それからクリエイティブ・コモンズ・ライセンスというものに代表されるそれだけではありませんが、意思表示に関する知識を明確に理解することというものが非常に大事なことかなというふうに思っております。利用規約って簡単にできないことばかり書かれているというふうに見がちですが、それぞれの利用規約ごとに工夫をしている場合があります。大変数が少ないのですが、契約書を併せて公開するというところがありました。現在、私が知っているところでよく使っていたものは契約書が削除されていきましたが、やはり私たちデジタルアーカイブに関係する人間たちは、まだまだ緒に就いたばかりの者なので、そういうものを公開しながら批判をされて、再度更新していくということが必要なというふうに思います。

大変ある意味で今日は難しい、外交文書のことを取り上げましたが、これは難しいなというふうに思いましたら、ぜひ最初に申し上げた、いらすとやの利用についてというものの利用規約を見ていただきたいというふうに思いますが、まずそこからではなくて、文化庁の著作権テキストを熟読していただき、権利者のサイトを見ていただく。著作権情報センターや JASRAC、音楽著作権協会のサイトなども参考にしていただきながら、批判的にそういうものを捉えながらも、自分の知識を増やしていただく。権利者は何を嫌がるのかなということも頭に入れていただきながら、私たちは多くの方を不快にするためにデジタルアーカイブを構築するわけではありませんので、私たちのゴール地点というのは知識基盤社会の構築というものかと思います。そういうものを実現するためには、まだまだ様々な議論が必要ですので、くれぐれもうのみにしない、権威を持っている方の話をうのみにするのではなくて、大御所と思われる方の話を批判的に捉えていくということがデジタルアーカイブを進めることにつながるかと思います。ぜひ皆さん方は様々なデジタルアーカイブのサイトを見ていただいて、こんな面白いデータをどのように使いやすくすることができるのかな。そういうふうにするためには法的な問題がどのように処理されているのかなというところで、できるじゃない？ この法的な理解であればできるじゃない？ というものを見つけるのとともに、今はできないけれども、こういう処理をすればできるじゃない？ というふうにお考えいただいて、法的な問題と向き合っていただければと思います。

課 題

1. デジタルアーカイブの実践における著作権に関する課題について説明しなさい.
2. 著作権のデジタルアーカイブの活用に関する課題について具体例を挙げて説明しなさい.

地域の文化資源を守り、知識基盤社会を支える人材の育成



令和4年度 岐阜県私立大学地方創生推進事業

デジタルアーカイブによる新たな価値創造推進事業



令和4年度 岐阜県私立大学地方創生推進事業
「デジタルアーカイブによる新たな価値創造推進事業」

デジタルアーカイブ概論

発行年月日 令和5年2月

編集 久世 均（デジタルアーカイブ研究所所長）

執筆 櫟 彩見, 井上 透, 加治工尚子, 加藤真由美, 久世 均
熊崎康文, 木幡智子, 谷 里佐, 林 知代, 三宅茜巳
(デジタルアーカイブ専攻)

発行所 岐阜女子大学
デジタルアーカイブ研究所
〒500-8813
岐阜県岐阜市明徳町 10 番地 杉山ビル 4 階
岐阜女子大学 文化情報研究センター
TEL 058-267-5237 FAX 058-267-5238